

京都市国土強靱化地域計画(案)

京 都 市

目 次

1	京都市国土強靱化地域計画の策定趣旨，位置付け	
(1)	策定趣旨	1
(2)	京都市国土強靱化地域計画の位置付け	2
(3)	計画期間	3
2	京都市国土強靱化地域計画の基本的考え方	
(1)	基本目標	4
(2)	基本的な取組方針	4
3	京都市の概況	
(1)	本市の概況	6
(2)	過去の災害履歴	1 2
4	脆弱性評価	
(1)	脆弱性評価の方法	1 4
(2)	自然災害の想定	1 4
(3)	リスクシナリオ	1 5
(4)	脆弱性評価結果	1 7
5	国土強靱化の対応方策	
(1)	施策分野	5 5
(2)	施策分野ごとの対応方策	5 6
(3)	対応方策の重点化（優先順位付け）	7 4
6	推進体制等	
(1)	推進体制	7 6
(2)	計画の見直し	7 6

1

京都市国土強靱化地域計画の策定趣旨、 位置付け

(1) 策定趣旨

西暦794年に平安京として都市が形作られて以来、1200年を超える京都の歴史は、まさに地震災害の歴史とも言えます。今日においても、本市が平成15年に策定した京都市第3次地震被害想定において、これまでの地震の記録等から直下型地震の活動期にあることが確認されているだけでなく、繰り返し定期的に発生している海溝型の南海トラフ巨大地震も、次の発生は2040年頃と予測されています。

また近年、気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害も増加しており、本市においても多くの被害が発生しています。これらの自然災害によって市民生活や経済活動が機能不全に陥ることのないよう、百年後、千年後を見据えた防災・減災対策の充実がこれまで以上に重要となっています。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成25年12月、「強くしなやかな国民の生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。これを受け、京都府においても平成28年11月に京都府国土強靱化地域計画を策定し、推進されているところです。

京都市においては、これまでから平成22年に策定した「雨に強いまちづくり推進計画」に基づく浸水被害対策や、平成23年に東日本大震災の教訓を踏まえて学識経験者、市民代表等と議論を重ねて洗い出した137項目の防災対策（以下「京都市防災対策総点検」という。）等の防災・減災対策に取り組んできました。

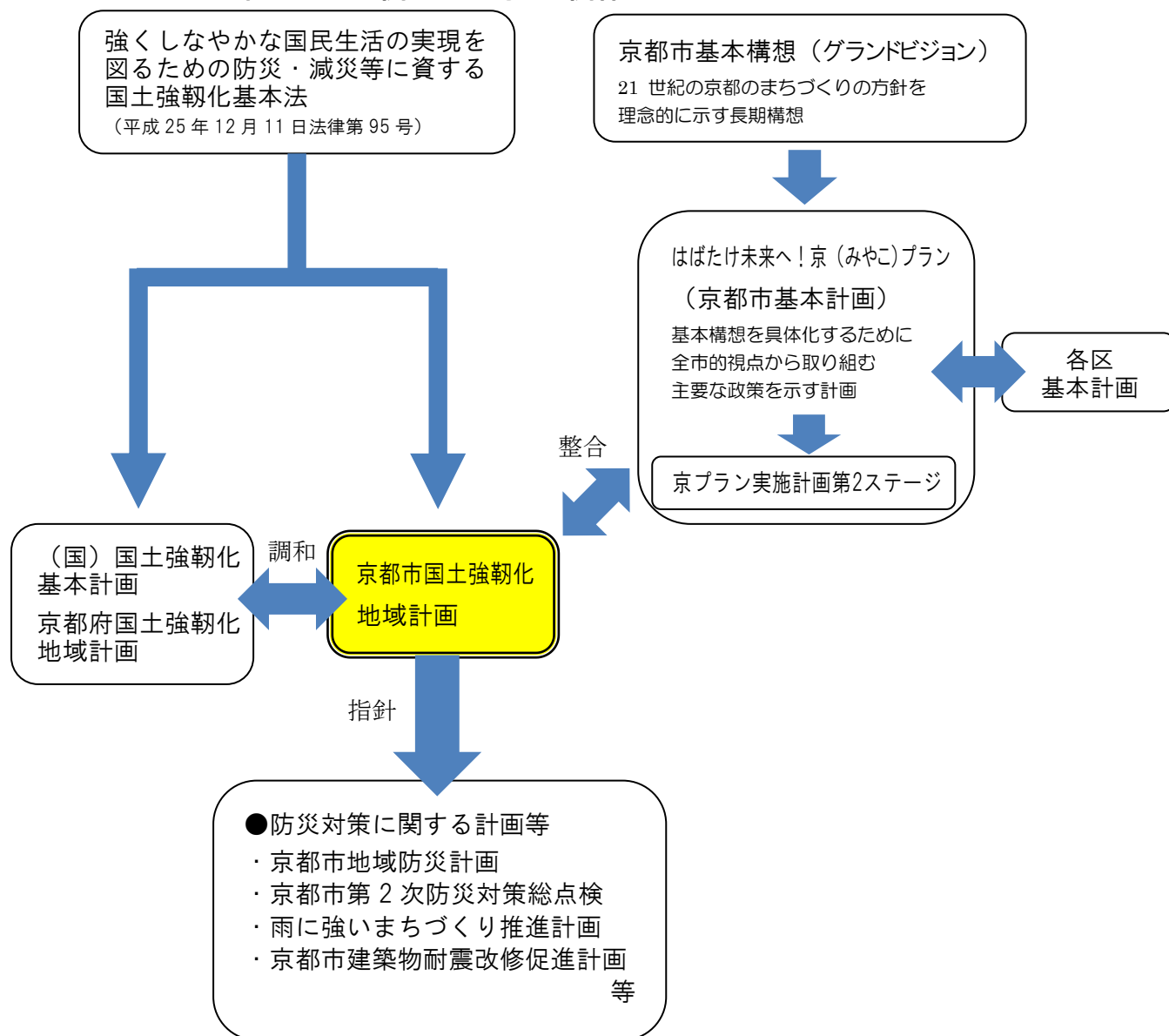
加えて、本市は平成28年5月に、アメリカの慈善事業団体であるロックフェラー財団の「100のレジリエント・シティ」プロジェクトに参加する世界100都市の一つとして選定され、他の選定都市等とも連携しながら、大地震などの自然災害をはじめ、人口減少、地域コミュニティの希薄化など、将来にわたり、まちに忍び寄る様々な危機に備え、しなやかな回復力を持ち、人々が共にいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいるところであり、「災害に強いまち」は、本市として目指すべき姿の一つでもあります。

この「災害に強いまち」の実現に向け、本市の防災・減災対策の指針となる「京都市国土強靱化地域計画」（以下「京都市地域計画」）を策定、推進し、より強靱で安心・安全なまちづくりを総合的、計画的に促進していきます。

(2)京都市国土強靱化地域計画の位置付け

京都市地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画、京都府地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」（京都市基本計画）とも整合を図りながら策定し、「京都市地域防災計画」や「京都市第2次防災対策総点検」等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

図1 計画の位置付け及び関連計画等との関係



(3)計画期間

京都市地域計画が対象とする期間は、平成 30（2018）年度から 2022 年度までの概ね 5 年間とします。ただし、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」（京都市基本計画）の計画期間が平成 32 年度までとなっており、次期基本計画の策定及び社会情勢の変化や取組の進捗状況等も考慮のうえ、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行うものとします。

2

京都市国土強靱化地域計画の基本的考え方

(1)基本目標

京都市においても，市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害の様々な危機を想定して，平時から備えることが重要です。

そこで，国及び京都府の基本目標との調和を保ちつつ，いかなる災害が発生しても，「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて，次の4点を基本目標として本計画を推進します。

[基本目標]

- 1) 人命の保護が最大限図られること。
- 2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず，維持されること。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 4) 迅速な復旧復興に資すること。

(2)基本的な取組方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに，東日本大震災，平成25年9月台風第18号や平成26年8月豪雨による大規模な浸水被害，平成28年熊本地震等の過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ，以下の方針に基づき推進します。

1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害，既に活動期に入っている大規模地震に対し，国，府，市民，事業者，地域団体等との一層の連携強化を図るとともに，市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 京都市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面か

ら吟味しつつ、取組にあたること。

- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、東京一極集中の流れを変える視点を持つこと。
- ・ 京都市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせで効果的に施策を推進する。
- ・ 市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりや地域コミュニティの機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人の他、観光客等の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3

京都市の概況

(1)本市の概況

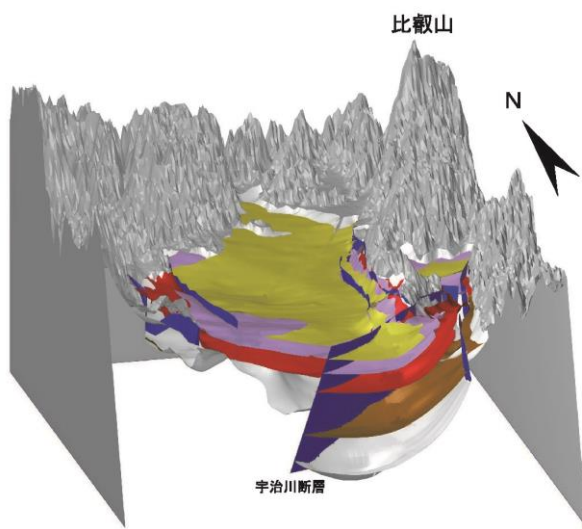
1) 地勢

京都市の位置する京都盆地は、断層運動による基盤岩の断裂、破壊、上昇、沈降によって形成された東西約 10km、南北約 20km の構造盆地であり、東山、桃山丘陵を挟んだ東側には同じ断層起源の山科盆地を伴っています。また、盆地の北西部から桂川、北東部から鴨川が盆地中央の南部へ向かって流下し、東南部から宇治川、更に南部から木津川が流入し、南西部で合流して淀川となり大阪湾へ注いでいます。宇治川と木津川の合流点付近にはかつて巨椋池があり、現在は干拓されています。市内における最高地点は、標高 971.5m、最低地点は同 9.2m と大きな差がありますが、市街地の大部分は、標高 20～70m の範囲内にあります。

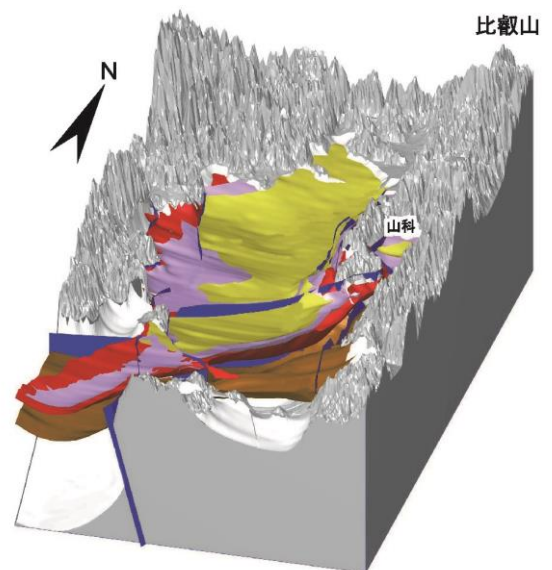
地形の概略をみると、北から京都市の北半分を占める山地、丘陵、段丘、低地の順でひな壇状に配列し、市街地は丘陵、段丘、低地に形成されており、高度は地形の変化にあわせて、北から南に低下しています。低地部は、鴨川水系の河川により形成された扇状地、桂川及び宇治川、木津川の氾濫により形成された自然堤防帯に大きく分けられます。

2) 京都盆地の活断層・地下構造

京都周辺の活断層の特徴は、①盆地の東西両縁にそって南北性の断層が走る、②平行又は斜交する数本の断層からなり、幅数 km の断層帯を形成する、③山地の境界をなす西山断層や黄檗断層では最近の活動度が低く、その前面に活動的な断層が新たに派生、分岐する傾向をもつ、④京都盆地の地下構造を南北に区切る断層が宇治川に沿ってほぼ東西に走る、などに要約されます。各断層は、それぞれ異なる性質のもとに活動していることが明らかになり、これらの活断層の活動は今後も継続することが予測されています。平成 10 年度から実施した地下構造調査により、京都盆地の地下のあらましが明らかになり、それにより盆地の 3 次元地下構造モデルが作成されました。地層の状態を年代別に立体的に表現することにより、地層がたわんでいる状態、断層によって地層がずれている様子もよく分かります。また、基盤岩の深さだけでなく地層の重なり方、断層のつながり方も分かってきました。宇治川断層のように盆地を東西に横切る断層もありますが、多くの断層は盆地の縁に沿っており、京都盆地が断層の動きにより形成されたことが分かります。



地下構造モデル図その1
(東西断面を南から見る)



地下構造モデル図その2

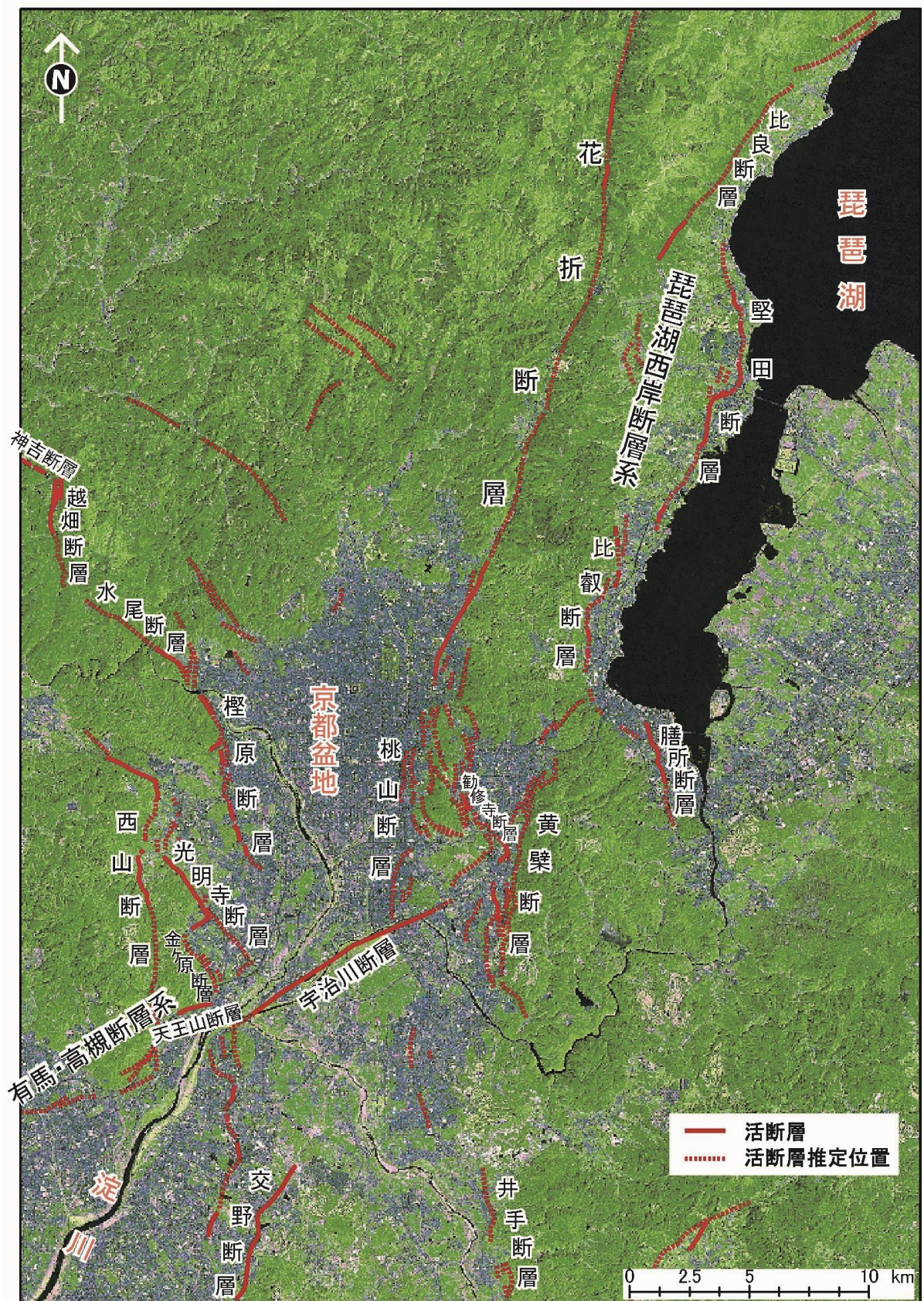
3) 気象

大きく見れば太平洋側（瀬戸内海型）の特性となっていますが，海からは遠く，山城盆地の奥部に位置するため平野部では盆地性，山間部では山岳性の気象特性を示します。また，市街地では平均気温の上昇など都市化の傾向もうかがわれます。

風の弱い地域で，平均風速 10m/秒以上の平年日数はわずか 0.4 日となっています（参考：舞鶴では 16.8 日）。一般に京都市南部（南区，伏見区など）や丘陵地の高台では，市街地に比べてかなり強く吹くものと考えられます。

京都に被害をもたらす台風は 9 月が最も多くなっています。強い台風が京都に接近して通過するとき，東側を通るときよりも，西側を通るときの方が大きい被害となる傾向があります。特に南西気流が持続する場合（四国，中国地方東部を北上したのち日本海を北東進など）には降水量が一段と多くなります。

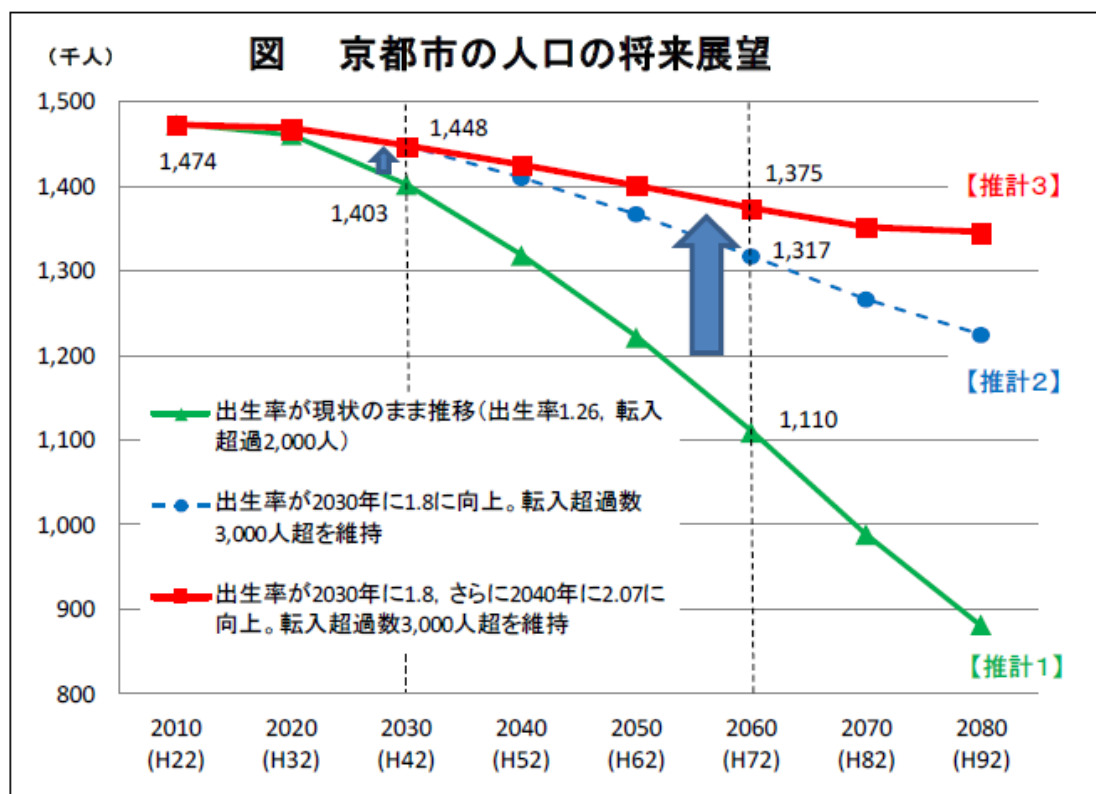
京都市活断層分布図



3) 人口

〔人口の分布〕

京都市の人口は約 148 万人（平成 27 年国勢調査）となっています。現在，社会増減は転入超過の傾向ですが，自然増減の減少数が多くなっており，今後ますます増加すると見込まれ，中長期的に人口減少傾向が続くと見込まれます。



「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略より

昼間人口は約 161 万人（平成 27 年国勢調査）で，人口の約 148 万人に対し約 13 万人上回っており，市外から市内へ通勤・通学などの理由で約 25 万人が流入しています。昼間の活動時間帯に地震が発生し，道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると，京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想されます。

京都市の人口を年齢別にみると（平成 27 年国勢調査），15 歳までの年少人口は約 16 万人（11.3%）となっています。また，65 歳以上の老年人口は約 38 万人（26.7%）で，近年，年少人口の減少に対し老年人口の増加が著しく，昭和 45 年の老年人口と比べると実数値で 2 倍以上の増加を示しています。

京都市の考慮すべき人口等の特性として，観光客による人口の増加があります。観光客の多くは，市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ，適切な情報提供や避難誘導などの必要があります。また，昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に，「帰宅困難」となる可能性が高くなっています。平成 27 年中に京都市を訪れた観光客は 5,684 万人で一日平均すると約 16 万人となり，そのうち約 24%が市内への宿泊客となっています。また年間の宿泊客数 1,362 万人のうち 316 万人が外国人宿泊客数となっています。

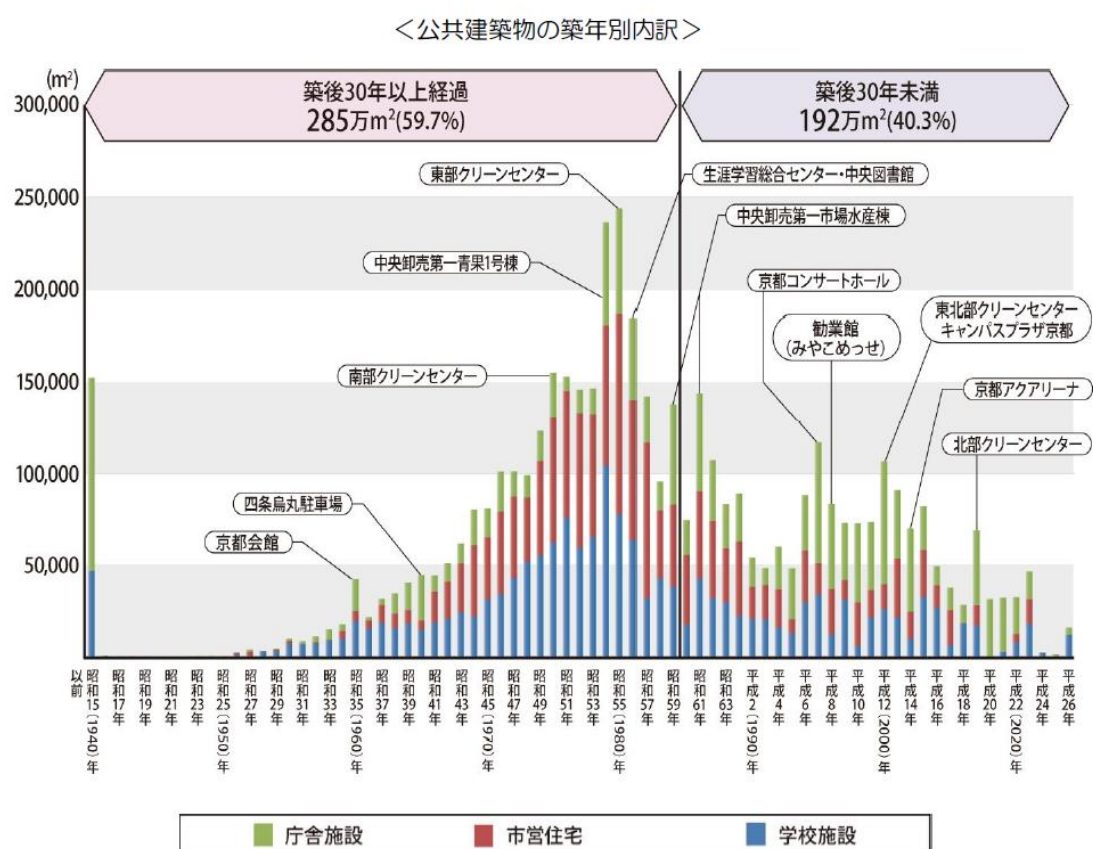
4) 建物

建築基準法の施行以前（昭和 25 年以前）の木造建物の分布は、すべて在来の伝統的な木造軸組み工法で建築されていると考えられます。このグループには京町家も含まれます。京都市では、戦災の影響が少なかったため、戦前の建物を含むこの時代の建物が非常に多いことが特徴です。区別には、上京区、中京区、下京区、東山区を中心とした旧市街と、伏見区の旧市街に集中しています。

第二次大戦後の物資不足期から高度成長初期に建設された木造建物（昭和 26 年～45 年）は、木造 2 階建ての文化住宅が多く、耐震的な問題がある建物が多いと見られます。区別には、右京区、左京区、北区、山科区、南区、伏見区北部に多くなっています。

非木造建物は、昭和 45 年以前の建物数が総計で 3 万戸と少なく、昭和 46 年～昭和 56 年の建物数 6 万戸、新耐震基準適用の昭和 57 年以降のものが、約 13 万戸と増加しています。新耐震以前の約 9 万戸には、耐震性能の低い建物が含まれている可能性があります。

公共建築物は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に整備されており、平成 26 年 3 月現在、一般的に大規模改修が必要といわれている築 30 年以上（昭和 59 年以前）を経過している公共建築物は約 285 万㎡で、全体の約 60%を占めており、日常的な修繕等が必要になっている施設も多く、安全を確保する必要が生じるとともに、今後、大規模改修や建替え時期が集中することが予想されます。



(注) 築年次が不詳の公共建築物及び公営企業に属する建築物は含んでいない。

「京都市公共施設マネジメント基本計画」より

5) 文化財

非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題です。平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の有形重要文化財は 1,874 件であり、行政区別では右京区に最も多く存在しています。また、有形重要文化財のうち国宝に指定されているものは 211 件であり、全国の約 2 割を占めています。さらに、京都市内の 14 の社寺等が世界文化遺産に登録されています。

(2)過去の災害履歴

1) 主な地震被害

年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容
◆1185年8月13日 (文治元年7月9日)	M7.4	近江・山城・大和の地震	京都、特に白河辺りの被害が大きかった。社寺・家屋の倒壊破壊多く、死多数。宇治橋落ち、死1。余震9月末までに約230回に及んだ。8月12日の余震も強かった。
◆1317年2月24日 (文保元年1月5日)	M6.5～7	京都の地震	これより先1月3日に京都に強震、余震多く、この日大地震。白河辺の人家ことごとく潰れ、死5。諸寺に被害、清水寺出火。余震が5月になっても止まらなかった。5月半ばまで地震多し。1317年2月22日の地震と併せて群発地震か。
■1361年8月3日 (正平16年6月24日)	M8級 津波	畿内・土佐・阿波の地震	津波で摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波の雪(由岐)湊で流失1,700戸、流死60余。余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
■1498年9月20日 (明応7年8月25日)	M8級 津波	東海道全般の地震	津波が紀伊から房総の海岸を襲い、伊勢大湊で家屋流失1千戸、溺死5千、伊勢・志摩で溺死1万、静岡県志太郡で流死2万6千など。南海トラフ沿いの巨大地震とみられる。
◆1520年4月4日 (永正17年3月7日)	M7以上 津波	紀伊・京都の地震	津波があり、民家流失。京都で禁中の築地所々破損した。
◆1596年9月5日 (慶長元年閏7月13日)	M7.5	畿内の地震	京都では三条より伏見の間での被害が最も多く、伏見城天守大破、石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒壊も多く、死傷多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。
■1605年2月3日 (慶長9年12月16日)	M8級 津波	東海・南海・西海諸道の地震 『慶長地震』	津波が大分崎から九州までの太平洋岸に襲来。ほぼ同時に二つの地震が起こったとする考えと、東海沖の一つの地震とする考えがある。
◆1662年6月16日 (寛文2年5月1日)	M7.5	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃の地震	比良岳付近の被害が甚大。京都で町家倒壊1千、死200余など。余震12月まで続く、大規模な地震でM7.5あるいはそれ以上か。比良断層系、又は花折断層から発生したという見方がある。
■1707年10月28日 (宝永4年10月4日)	M8級 津波	五畿・七道の地震 『宝永地震』	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、潰家6万、流失家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。この地震の激震地域、津波来襲地域は、安政元年11月4日東海地震と、11月5日南海地震を併せたものによく似ている。M8級の二つの巨大地震がほとんど同時に起こったのかもしれない。
◆1819年8月2日 (文政2年6月12日)	M7.3	伊勢・美濃・近江の地震	近江八幡で潰家82、死5、木曾川下流では香取(多度町)で40軒全滅。金廻では海寿寺潰れ圧死70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。
◆1830年8月19日 (天保元年7月2日)	M6.5	京都及び隣国の地震	洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒壊はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死280。余震は非常に多く、翌年1月までに635回以上。
◆1854年7月9日 (安政元年6月15日)	M7.3	伊賀・伊勢・大和及び隣国の地震：『伊賀上野地震』	居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。地殻変動や津波の解析から、震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されており、すでに100年以上経過していることから、次の東海地震の発生が心配されている。

■1854 年 12 月 24 日 (安政元年 11 月 5 日)	M8 級 津波	畿内・東海・東山・北 陸・南海・山陰・山陽 道の地震：『安政南海 地震』	東海地震の 32 時間後に発生。津波が大きく、波高は串本で 15m、久礼で 16m、種崎で 11m など。死者数千。大阪湾北 部で推定波高 2.5m、大阪で津波が木津川・安治川を逆流し、 停泊中の船多数〔8 千とも〕破損し、橋々を壊し、死者 700 余〔約 400、2 千、3 千、7 千などの説もあり〕。
■1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	M8.0 津波	南海道沖の地震：『南 海地震』	被害は中部以西の日本各地にわたり、死 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、焼失 2,598。津波が静 岡県より九州にいたる海岸に來襲し、高知・三重・徳島沿 岸で 4～6m に達した。
◆1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	M7.3	兵庫県南部の地震 『平成 7 年兵庫県南 部地震』 『阪神・淡路大震災』	被害（平成 18 年 5 月 19 日現在）は死者 6,434、不明 3、負 傷 43,792、住家全半壊約 25 万棟、火災 293 件など。 （京都市内の被害） 重傷 1、軽傷 28、火災 1、住家一部損壊 750（西京区樫原 450、右京区西京極 30、左京区浄土寺近辺 10 数戸ほか）、 道路被害 5、水道断水 334 世帯、電話不通 400 世帯、社寺 仏閣被害 78 件（うち、指定文化財 36 社寺）

（＊1000 年以降の特に京都盆地に大きな影響のあったと思われる地震。■は南海トラフのプレート境界の巨
大地震と考えられるもの、◆はその他の京都周辺の地震）

2) 主な風水害

発生日			災害種別	最低海面気圧 (起時)	風向 最大瞬間風速 (起時)	降水量(mm)		被 害 状 況									
								最大雨量		死者	負傷 者	全壊 流出	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下浸 水	堤防 破損
年	月	日				24H	1H										
昭和 42	7/9	～12	大雨 7月豪雨			258.6					全3	2		564	12276	217	18
43	8/18		大雨			158.5			1	1	全1			1435	12320	60	7
44	6/25	～26	大雨 梅雨前線			154.0					1	7		27	1325		5
46	9/6	・7	大雨 秋雨前線			220.0				1	全1	1		62	1587		6
47	7/9	～13	大雨 梅雨前線			305.0				1		3		12	1059		3
47	9/16	・17	大雨 台風20号	972.5hPa (16日21:58)	北西 22.8m/s (16日23:00)	164.0			2	14	全4	20		414	5567		21
55	8/26	・27	大雨 寒冷前線			143.5								115	3354	12	
58	9/27	～29	大雨 台風10号	994.4hPa (28日15:50)	北 18.1m/s (28日23:00)	329.0			3	1				18	893		
62	7/14	～21	大雨 梅雨前線			270.0						1		5	334		
平成 2	9/12	～13	大雨			92.0	92.0 (13日)	49.0 (13日)						27	570		
3	7/15	・16	大雨			146.0	138.5 (15日)	59.5 (15日)						35	695		
9	8/4	・5	大雨			175.0	173.5 (5日)	49.5 (5日)					1	28	345		
10	10/15	・16	大雨			255.0	155.5 (15日)	73.5 (15日)					3	40	502		
25	9/16		風水害 台風18号			445.0 久多	416.5 久多	46.5 部山間			4	6	172	625	810		2
26	8/16		風水害 台風16号			176.0 花脊	103.5 修学院	71.0 修学院	1				15	127	188		

（＊過去 50 年程度の被害状況の大きな風水害）

4

脆弱性評価

(1)脆弱性評価の方法

基本目標に対し、8つの「事前に備えるべき目標」をかかげ、その目標の達成に向けて、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。リスクシナリオごとに本市の防災・減災対策を整理し、リスクを避けるための対策の有無や偏り、その進捗よく状況等を評価することによって弱点を洗い出します。

(2)自然災害の想定

京都市におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するに当たり、特に危惧する自然災害として次のとおり想定します。

1) 地震

① 直下型地震

平成 15 年 10 月 30 日の防災会議で承認された第 3 次地震被害想定において、花折断層を震源とする直下型地震が京都市に最大被害を及ぼす地震として想定されています。

② 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、発生した場合に京都市の一部に震度 6 以上となる地域があり、被害が広域かつ甚大となることが想定されています。

2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

近年京都市では、平成 25 年台風第 18 号や平成 26 年 8 月豪雨による大規模な浸水被害等が発生しており、今後も豪雨等による土砂災害・風水害等が危惧されます。

(3)リスクシナリオ

事前に備えるべき 1) ～8) の目標ごとに、次のとおり 43 のリスクシナリオを設定します。

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の安全が最大限図られる

1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
1-6	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む。）への水・食料等の供給不足
2-6	医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
3-2	東京圏の首都中枢機能の機能不全
3-3	京都市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等により、経済活動が機能不全に陥る事態
5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流への甚大な影響
5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
5-6	食料等の安定供給の停滞

6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生
7-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7-7	風評被害等による京都経済等への甚大な影響
7-8	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	災害等による京都の文化財等の損壊、喪失等により、京都らしさが失われる事態

(4)脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の安全が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進

- ・ 住宅の耐震化率は 85%（平成 27 年度）。「京都市建築物耐震改修促進計画」（平成 29 年 3 月改訂）に基づき、「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム事業」などにより、より一層耐震化を促進する必要がある。[都市計画局]
- ・ 市立学校・幼稚園の耐震化は特別な事情のある学校を除き完了しているものの、防災活動拠点となる病院、学校、避難所等の全体の耐震化率は推計で 78%（平成 27 年度、※京都市建築物耐震改修促進計画）であり、耐震化を促進する必要がある。[都市計画局]

<現状値>

- ・ 住宅の耐震化率 85%（平成 27 年度）（都市計画局）
- ・ 市営住宅の耐震化率 74.7%（平成 29 年 8 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・ 耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数 558 件（平成 28 年度）／目標値 500 件（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・ 耐震改修助成事業件数 685 件（平成 28 年度）／目標値 900 件（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・ 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」利用件数：2,998 件（平成 24 年度～28 年度）（都市計画局）
- ・ 防災活動拠点耐震化率 78%（平成 27 年度、特定建築物のうち、防災拠点に関するもの）（都市計画局）
- ・ まちの共汗地区数 20 学区（平成 28 年度）／目標値 100 学区（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・ 耐震化計画対象社会福祉施設における耐震化率 81.90%（平成 29 年 10 月末）／目標値 91.8%（平成 32 年度）（保健福祉局）（子ども若者はぐくみ局）
- ・ 妊産婦等福祉避難所 15 箇所の耐震化率 100%（平成 29 年 7 月 1 日時点）（子ども若者はぐくみ局）
- ・ 地下鉄駅等との合築出入口となっている民間ビルの耐震診断実施状況：合築出入口 11 箇所中 2 箇所の耐震改修又は耐震診断を実施（平成 28 年度）（交通局）

(2) 災害に強い市街地の整備推進

- ・ 「歴史都市京都における密集市街地等の取組方針」、「京都市細街路対策指針」等を策定し、災害に強いまちづくりを進めているところであり、沿道建築物の耐震不燃化等防災性強化、3 項道路の活用など、歴史都市に相応しい総合的な対策をより一層推進する必要がある。

ある。[都市計画局]

<現状値>

- ・防災上課題のある地区・路線において、具体的な対策の推進に取り組む地区の数：
15 地区（平成 29 年 10 月末）／目標値 22 地区（平成 32 年度）（都市計画局）

(3) 火災予防・消防活動体制の充実

- ・消防活動体制及び震災活動力の強化とともに、市民、事業所等における防火体制の強化を引き続き進める必要がある。[消防局]
- ・消防団の強化、入団促進を引き続き進める必要がある。[消防局]

<現状値>

- ・消防団員の充足率 87.6%（平成 29 年 9 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）（消防局）
- ・文化財防災マイスター養成人数 424 人（平成 28 年度）／目標値 700 人（平成 31 年度）（消防局）
- ・京都学生消防サポーターライセンス取得者数 222 人（平成 28 年度）／目標値 100 人（平成 32 年度）（消防局）

(4) 都市安全空間の確保

- ・避難スペースとしての活用、延焼遮断帯としての機能確保など、オープンスペースの確保、公園・緑地の整備、保全を進める必要がある。[建設局]
- ・オープンスペースについて、災害時迅速な応急対策が進められるよう利用計画の調整を引き続き図っておく必要がある。[行財政局][消防局][環境政策局][産業観光局]
- ・広域避難場所の確保を進める必要がある。[行財政局]

<現状値>

- ・緊急避難広場指定箇所数 50 箇所（平成 29 年 6 月末）（行財政局）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(1) 不特定多数の者が利用する施設の耐震化・不燃化の促進

- ・ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化率は推計で 83%（平成 27 年度）。より一層耐震化を促進する必要がある。[都市計画局]

<現状値>

- ・ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化率 推計 83%（平成 27 年度）（都市計画局）

(2) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

<現状値>

- ・（再掲）消防団員の充足率 87.6%（平成 29 年 9 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）（消防局）
- ・（再掲）文化財防災マイスター養成人数 424 人（平成 28 年度）／目標値 700 人（平成 31 年度）（消防局）
- ・（再掲）京都学生消防サポーターライセンス取得者数 222 人（平成 28 年度）／目標値 100 人（平成 32 年度）（消防局）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1) 総合的な浸水対策の推進

- ・ 「雨に強いまちづくり推進計画」を策定し、流出抑制、河川整備、下水道整備等の総合的な浸水対策に取り組んでいるところであり、引き続き推進していく必要がある。[上下水道局][建設局][産業観光局]
- ・ 下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修、雨水流出抑制対策、排水機場長寿命化計画に基づいた整備更新など、国、府とも連携しながら、より一層推進していく必要がある。[建設局]
- ・ 対象となる地下街等においては、「洪水時の避難確保・浸水防止計画」の策定が完了しているため、今後は計画に基づいた訓練の実施等を継続し、更なる地下施設の浸水対策を推進する必要がある。[行財政局]

<現状値>

- ・ 主要な雨水幹線等による貯留量 473,800 m³（平成 28 年度）／目標値 506,000 m³（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・ 水防訓練の実施回数 1 回／年（平成 29 年 10 月末）／目標値 毎年 1 回（平成 32 年度）（建設局）
- ・ 雨水流出抑制対策事業実施件数 累計 483 件（平成 28 年度）（建設局）
- ・ 排水機場長寿命化計画 主要 10 機場中 8 機場計画策定・実施、2 機場府計画策定完了（平成 28 年度）（建設局）

(2) 河川、下水道施設の整備、維持管理

- ・ 頻発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、重点的に進める区間として指定している都市基盤河川について、下水道事業と連携を図りながら改修事業を実施しているところであり、早期の整備を進める必要がある。合わせて「普通河川整備プログラム」の対

象 8 河川について，順次整備を進める必要がある。〔建設局〕

＜現状値＞

- ・都市基盤河川整備率 61.4%（平成 29 年 8 月末）／目標値 65.7%（平成 32 年度）（建設局）
- ・「普通河川整備プログラム」の対象河川（8 河川）における整備完了河川数：
3 河川（平成 29 年 8 月末）／目標値 6 河川（平成 32 年度）（建設局）

(3) 農林施設等の防災対策の促進

- ・ 132 箇所のため池のうち改修が必要なため池については，ため池等整備事業などの補助事業を活用することによる改修，補強を指導していく必要がある。〔産業観光局〕

＜現状値＞

- ・対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績
平成 26 年度：2 件，平成 27 年度：1 件，平成 28 年度：1 件（産業観光局）

(4) ハザードマップ，避難行動等の啓発

- ・ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知及び避難行動に関する啓発を進め，市民等の防災意識の向上を図るとともに，避難行動要支援者等に対する的確な避難支援を行える体制の確保を進める必要がある。〔行財政局〕〔消防局〕〔保健福祉局〕

＜現状値＞

- ・普通救命講習・上級救命講習，応急手当普及員講習の受講者数：
救命講習 1,762 回 39,252 名，応急手当普及員講習 34 回 522 名（平成 28 年度）（消防局）

1－4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず，後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(1) 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害警戒区域等の避難体制の構築を引き続き進めていくとともに，急傾斜地崩壊危険箇所等の状況等を踏まえ，各区防災会議等と協議し，優先的に実施すべき事業について府に要望していく必要がある。〔行財政局〕〔都市計画局〕
- ・土砂災害特別警戒区域内の既存建築物について土砂災害に対する安全対策工事への補助制度を設けており，引き続き進める必要がある。〔都市計画局〕
- ・古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所に係る基礎調査により，対策を要する 27 箇所及び緊急を要した大文字山歴史的風土特別保存地区を加えた計 28 箇所

所については整備工事が完了しており，今後必要に応じて雨水排水の適切な管理，伐採木の搬出等を進めていく必要がある。[都市計画局]

- ・ 開発事業者に対する地盤の確認・判定・総合的な対策工法の検討等の徹底を図り，液状化対策を推進する必要がある。[都市計画局]

<現状値>

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定 2,544箇所 78学区等（平成28年度）※京都市域全て完了（行財政局）

(2) 避難対策の推進

- ・ 土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて，土砂災害ハザードマップの作成，市民等への啓発を進めているところであり，さらに継続して情報提供，啓発等の取組が必要である。[行財政局]

<現状値>

- ・ 土砂災害ハザードマップの配布学区数（行財政局）

平成27年度	39学区
平成28年度	27学区
平成29年度	12学区予定

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(1) 災害に強い情報通信基盤の充実

- ・ 防災情報システムを活用した，より効率的な連絡体制の確保に向け，研修，訓練等により無線設備を円滑に取り扱えるよう備えておく必要がある。[行財政局]
- ・ 専用回線網の整備や通信経路の多ルート化，また京都市所属の各無線通信設備を活用した相互連絡体制の確立など災害時の通信確保対策を進める必要がある。[行財政局]
- ・ 情報施設や通信施設等の転倒防止対策及び定期的な点検・整備，また予備電源の確保など機能確保のための取組を進める必要がある。[各局等]「区役所・支所」
- ・ 平時から電源施設の安全性の向上を図る必要がある。[各局等]「区役所・支所」

(2) 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

- ・ 緊急速報メール，SNS等での発信，防災ポータルサイト，京都Wi-Fi整備，災害時の京都Wi-Fi自動接続等，多様な情報提供に努めており，今後も運用・充実を進めていく必要がある。[行財政局]
- ・ 帰宅困難者対策として，商店街，タクシー業界，宿泊施設等との協定締結により情報収集・提供体制づくりに取り組んでおり，今後も強化していく必要がある。[行財政局] [都市計画局] [産業観光局]

- ・ 「きょうと減災プロジェクト」など、市民、関係機関等との情報の相互共有のための取組を進めており、引き続き運用していく必要がある。[行財政局]
- ・ 多様な情報提供手段が市民等の情報収集につながるよう周知が必要である。[行財政局]
[区役所・支所]

(3) あらゆる人への避難情報等の伝達及び避難支援の推進

- ・ 多メディア一斉送信システムを活用した情報発信など、障害者、高齢者等への情報伝達手法のより一層の充実を図る必要がある。[行財政局]

<現状値>

- ・ 多メディア一斉送信システムへの登録者が所在する自主防災会数 166 自主防災会（平成 29 年 10 月末）／目標値 227 自主防災会（平成 32 年度）（行財政局）

(4) 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

- ・ 地域防災力の向上のため、地域コミュニティの活性化、自主防災会の育成を引き続き進める必要がある。[文化市民局] [行財政局] [区役所・支所] [消防局]
- ・ 市民等に対する防災知識の普及啓発・防災教育、防災訓練等の積み重ねによる防災行動力の一層の向上を図るとともに、自主防災リーダー育成、普通救命講習・上級救命講習などを通じて、地域における防災の担い手づくりを引き続き進める必要がある。[行財政局] [総合企画局] [消防局] [区役所・支所]
- ・ 避難行動要支援者への避難支援についても地域で取り組めるよう支援が必要である。[文化市民局] [行財政局] [消防局] [保健福祉局]
- ・ 男女共同参画や要配慮者への配慮の視点を大切にした地域における体制整備や防災訓練を促進する必要がある。[行財政局] [区役所・支所]
- ・ 市民への防災教育・啓発を一層推進するため、市民防災センター等の施設の積極的活用を図る必要がある。[消防局]

<現状値>

- ・ 地域ごとに求められるマニュアル（地震・水災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災会の数：208 自主防災会（平成 29 年 7 月末）／目標値 全 227 自主防災会（平成 29 年度）（行財政局）
- ・ 各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会数：204 自主防災会（平成 29 年 7 月末）／目標値 全 227 自主防災会（平成 31 年度）（行財政局）
- ・ （再掲）普通救命講習・上級救命講習、応急手当普及員講習の受講者数：
救命講習 1,762 回 39,252 名、応急手当普及員講習 34 回 522 名（平成 28 年度）（消防局）

1－6 近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態

(1) 再 1-5) 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

(2) 受入体制の充実

- ・ 広域避難者の受入体制（避難所等）の整備が必要である。〔行財政局〕
- ・ 帰宅困難者対策の検討の中で、京都市域外（大阪、名古屋など）で地震が発生した場合の対応についても検討しているところであり、引き続き、検討・対策を進める必要がある。
〔行財政局〕〔都市計画局〕〔産業観光局〕

2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 食料・飲料水等の備蓄・調達体制の整備推進

- ・ 備蓄計画に基づいた備蓄，被災者の特性に応じた内容の充実を引き続き進める必要がある。[行財政局]
- ・ 市民や事業所等における3日分以上（できれば7日分以上）の備蓄の促進を図る必要がある。[行財政局][消防局]
- ・ 他自治体や関係業界等との協定締結など協力体制の整備を一層進め，緊急調達体制を充実させる必要がある。[産業観光局][区役所・支所]

<現状値>

- ・ 京都市備蓄計画に基づく備蓄物資整備率（平成28年度）：
アルファ化米95%，お粥75%，補助食料50%，凝固剤76%，飲料水その他100%（行財政局）
- ・ 市立小・中学校等の学校備蓄割合 50%（平成29年8月末）／目標値 100%（平成32年度）
（行財政局）

(2) 食料・飲料水等の供給体制の整備，輸送力の確保の推進

- ・ 備蓄食料に加え，救援物資等の受入，仕分け，配送など，搬送拠点の運営システムの充実を図る必要がある。[文化市民局]
- ・ 京都府トラック協会とは協定を締結し，訓練などの実施を通じて連携の強化を図っているところであり，今後は更なる輸送力の確保・強化を図っていく必要がある。[行財政局]
- ・ 応急給水体制の充実を図る必要がある。[上下水道局]

<現状値>

- ・ 公園内への防災施設の整備状況（平成18年度以降）：
かまどベンチ66基，防災ベンチ12基，マンホールトイレ87基（建設局）

(3) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

- ・ 緊急輸送道路等のうち優先的に進めるべき重要路線沿道特定建築物の耐震化，「道路のり面維持保全計画」に基づいた対象60箇所の整備，「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づいた橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕，「トンネル長寿命化修繕計画」に基づいたトンネルの修繕工事等を，引き続き効率的，効果的に推進する必要がある。[都市計画局][建設局]
- ・ 防災性の向上とともに，景観，観光，安全・快適の観点からも共同溝，電線共同溝の施設等の整備を推進する必要がある。[建設局]

＜現状値＞

- ・緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

(4) 受援体制の拡充

- ・ 21 大都市災害時相互応援協定等の協定に基づく支援，指定都市市長会行動計画に基づく相互支援など，訓練などを通じ受援体制の拡充を図っていく必要がある。〔行財政局〕

(5) 避難所運営体制の充実

- ・ 引き続き避難所の指定拡充を図る必要がある。〔行財政局〕〔区役所・支所〕
- ・ 避難所の開設運営，特に初動体制を確保するため，避難所運営マニュアルに基づく訓練等を引き続き実施していく必要がある。〔行財政局〕〔区役所・支所〕
- ・ 福祉避難所の指定，備蓄物資の配備等を進めており，各種のガイドラインに基づき，訓練などを通じて移送対象者の選定，福祉避難所の運営等を実効性のあるものとしていく必要がある。〔保健福祉局〕〔子ども若者はぐくみ局〕
- ・ 避難生活長期化対策として，ホテル，旅館や観光業界，商店街等との協定締結について引き続き検討する必要がある。〔産業観光局〕

＜現状値＞

- ・避難所指定数 428 箇所（平成 29 年 8 月末現在）（行財政局）
- ・避難所運営訓練実施割合 57%（平成 29 年 10 月末）／目標値 100%（平成 32 年度）（行財政局）
- ・福祉避難所の事前指定状況：257 箇所（平成 28 年度。妊産婦等福祉避難所を除く。）（保健福祉局）
- ・妊産婦等福祉避難所の事前指定状況：15 箇所（平成 29 年 7 月 1 日時点）（子ども若者はぐくみ局）
- ・衛星電話，非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数：428 箇所（平成 29 年 7 月 1 日現

在) (行財政局)

- ・避難所運営マニュアル策定状況 : 428 避難所中 424 避難所で策定 (平成 29 年 7 月 1 日現在) (行財政局)
- ・避難所となる市立小中学校体育館施設のバリアフリー化推進状況 (平成 29 年 7 月 1 日現在) :
改築 : 工事完了 3 校, 着手済 2 校, リニューアル : 工事完 7 校, 着手済 4 校 (教育委員会)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1) 孤立可能性地域の通信サービスの充実

- ・山間地域においては, 3 世帯以上が定住する全ての地域において携帯電話の利用が可能となっており, 引き続き携帯電話事業者に対し, 非居住地域の生活道路等のエリア化について要望していく必要がある。[総合企画局]

(2) 再 2-1) 食料・飲料水等の備蓄・調達体制の整備推進

<現状値>

- ・京都市備蓄計画に基づく備蓄物資整備率 (平成 28 年度) :
アルファ化米 95%, お粥 75%, 補助食料 50%, 凝固剤 76%, 飲料水その他 100% (行財政局)
- ・市立小・中学校等の学校備蓄割合 50% (平成 29 年 8 月末) / 目標値 100% (平成 32 年度) (行財政局)

(3) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備, 点検, 維持管理

<現状値>

- ・(再掲) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86% (平成 27 年度末推計) (都市計画局)
- ・(再掲) 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況 :
目標値 (平成 24~平成 28 年度) 51 橋 (耐震補強 17 橋, 老朽化修繕 34 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年 10 月末現在) 45 橋 (耐震補強 15 橋, 老朽化修繕 30 橋) 対策完了, 平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については, 第 2 期橋りょう健全化プログラム (平成 29~33 年度) に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋 (耐震補強 17 橋, 老朽化修繕 22 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年度) 30 橋対策着手 (建設局)
- ・(再掲) 防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 90 箇所 (平成 32 年度) (建設局)
- ・(再掲) 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 13 箇所 (平成 29 年度) (建設局)

(4) 救出・救助活動体制の強化

- ・ 救出・救助活動体制及び震災活動力の強化とともに、市民への応急手当等の普及啓発により、適切な応急処置を実施できる市民の育成を引き続き進める必要がある。[消防局]
- ・ 緊急時に利用可能なヘリコプターの離着陸場を調整する必要がある。[消防局]
- ・ 再 1-1) 消防団の強化，入団促進を引き続き進める必要がある。[消防局]

<現状値>

- ・ (再掲) 消防団員の充足率 87.6% (平成 29 年 9 月末) / 目標値 90% (平成 32 年度) (消防局)

2-3 警察，消防，自衛隊等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

(1) 広域受援体制の強化

- ・ 再 2-1) 21 大都市災害時相互応援協定等の協定に基づく支援，指定都市市長会行動計画に基づく相互支援など，訓練などを通じ受援体制の拡充を図っていく必要がある。[行財政局]
- ・ 警察，自衛隊，関係機関等との連携強化に引き続き取り組む必要がある。[行財政局][消防局][区役所・支所]

(2) 再 1-5) 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

<現状値>

- ・ (再掲) 地域ごとに求められるマニュアル（地震・水災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災会の数：208 自主防災会（平成 29 年 7 月末）/ 目標値 全 227 自主防災会（平成 29 年度）（行財政局）
- ・ (再掲) 各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会数：204 自主防災会（平成 29 年 7 月末）/ 目標値 全 227 自主防災会（平成 31 年度）（行財政局）
- ・ (再掲) 普通救命講習・上級救命講習，応急手当普及員講習の受講者数：
救命講習 1,762 回 39,252 名，応急手当普及員講習 34 回 522 名（平成 28 年度）（消防局）

(3) 再 2-2) 救出・救助活動体制の強化

<現状値>

- ・ (再掲) 消防団員の充足率 87.6% (平成 29 年 9 月末) / 目標値 90% (平成 32 年度) (消防局)

(4) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備, 点検, 維持管理

<現状値>

- ・(再掲) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86% (平成 27 年度末推計) (都市計画局)
- ・(再掲) 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況:
目標値 (平成 24~平成 28 年度) 51 橋 (耐震補強 17 橋, 老朽化修繕 34 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年 10 月末現在) 45 橋 (耐震補強 15 橋, 老朽化修繕 30 橋) 対策完了, 平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については, 第 2 期橋りょう健全化プログラム (平成 29~33 年度) に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋 (耐震補強 17 橋, 老朽化修繕 22 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年度) 30 橋対策着手 (建設局)
- ・(再掲) 防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 90 箇所 (平成 32 年度) (建設局)
- ・(再掲) 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 13 箇所 (平成 29 年度) (建設局)

(5) 行方不明者の搜索等の体制整備の推進

- ・行方不明者の搜索体制, 遺体の取扱い, 遺体安置所の運営等について, 引き続き関係機関と協議・検討を進めていく必要がある。[区役所・支所] [行財政局]

2-4 救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(1) 多様な電力等の確保体制の推進

- ・医療機関や防災活動拠点施設等への自家発電設備の設置や燃料の備蓄等を促進する必要がある。[各局区等]
- ・「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に基づき, 防災機能強化につながる再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。[環境政策局]

<現状値>

- ・(再掲) 衛星電話, 非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数: 428 箇所 (平成 29 年 7 月 1 日現在) (行財政局)

(2) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備, 点検, 維持管理

<現状値>

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む。）への水・食料等の供給不足

(1) 帰宅困難者支援対策の充実

- ・ 帰宅困難者支援対策に関する団体等との協定の締結も進んでいるところであり，帰宅困難者を安全な場所へ誘導し，対応する訓練を継続実施できるよう支援を行う必要がある。
〔行財政局〕〔都市計画局〕〔産業観光局〕
- ・ 事業所における水・食料等の備蓄促進に向けた啓発や帰宅困難者用の備蓄物資の充実を一層図る必要がある。〔行財政局〕〔消防局〕
- ・ 緊急避難広場，一時滞在施設の指定を拡大する必要がある。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔産業観光局〕
- ・ 災害時帰宅困難者ガイドマップ，京都市帰宅支援サイト等による情報提供の充実を図る必要がある。〔行財政局〕〔産業観光局〕

<現状値>

- ・ 京都市備蓄計画に基づく帰宅困難観光客用物資の備蓄状況：補助食料 166,500 食分（平成 28 年度）（行財政局）
- ・ 緊急避難先等の指定状況：緊急避難広場 50 箇所，一時滞在施設 142 箇所，避難誘導団体 24 団体（平成 29 年 6 月末時点）（行財政局）

(2) 徒歩帰宅への備えの充実

- ・ 事業者と協定締結している「災害時帰宅支援ステーション」について，引き続き拡充及び周知を図っていく必要がある。〔行財政局〕

(3) 帰宅困難者に対する代替輸送の確保

- ・引き続き、帰宅困難者への代替輸送の確保の仕組みの検討を進める必要がある。[行財政局] [都市計画局] [交通局]

(4) 再 2-1) 食料・飲料水等の供給体制の整備，輸送力の確保の推進

2-6 医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

(1) 医療施設・社会福祉施設等の耐震化・不燃化の促進

- ・災害拠点病院，医療機関，社会福祉施設の耐震化・不燃化を促進する必要がある。[保健福祉局] [子ども若者はぐくみ局]

<現状値>

- ・(再掲) 耐震化計画対象社会福祉施設における耐震化率 81.90% (平成 29 年 10 月末) / 目標値 91.8% (平成 32 年度) (保健福祉局) (子ども若者はぐくみ局)
- ・(再掲) 妊産婦等福祉避難所 15 箇所の耐震化率 100% (平成 29 年 7 月 1 日時点) (子ども若者はぐくみ局)

(2) 応急医療体制の整備の推進

- ・京都府医師会と協定を締結している。市内医療機関，府，京都府医師会等の関係機関との連携，また DMAT (災害派遣医療チーム)，JMAT (日本医師会災害医療チーム) 等派遣される救護班等の協力を得て，迅速，的確に医療救護活動が行えるよう，訓練などを通して実効的な体制づくりを進めていく必要がある。[保健福祉局] [消防局]
- ・災害医療コーディネート体制の構築を進める必要がある。[保健福祉局] [消防局]
- ・各医療機関が所有する患者搬送車の活用を含めた搬送体制及びヘリコプターを使った広域搬送システムの整備を進める必要がある。[保健福祉局] [消防局]

(3) 要配慮者への支援の充実

- ・避難行動要支援者名簿を活用し，安否確認をはじめ，必要な支援が行えるよう地域における体制づくりを促進する必要がある。[文化市民局] [行財政局] [消防局] [保健福祉局]
- ・再 2-1) 福祉避難所の指定，備蓄物資の配備等を進めており，各種のガイドラインに基づき，訓練などを通じて移送対象者の選定，福祉避難所の運営等を実効性のあるものとしていく必要がある。[保健福祉局] [子ども若者はぐくみ局]
- ・妊産婦等福祉避難所の運営ガイドラインに基づき，訓練などにより受入対象者の選定，避難所の運営等を実効性のあるものとしていく必要がある。[子ども若者はぐくみ局]

<現状値>

- ・(再掲) 福祉避難所の事前指定状況：257 箇所（平成 28 年度。妊産婦等福祉避難所を除く。）（保健福祉局）
- ・(再掲) 妊産婦等福祉避難所の事前指定状況：15 箇所（平成 29 年 7 月 1 日時点）（子ども若者はぐくみ局）
- ・(再掲) 衛星電話，非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数：428 箇所（平成 29 年 7 月 1 日現在）（行財政局）

(4) ボランティア環境の充実

- ・ 災害ボランティアセンターを中心にボランティアの受入れ，派遣体制を確立するとともに，関係団体等との連携によるボランティア・ネットワークの構築を進める必要がある。
[文化市民局] [保健福祉局] [区役所・支所]

<現状値>

- ・市・区災害ボランティアセンター運営訓練実施センター数 12 箇所（平成 28 年度）／目標値 12 箇所（平成 32 年度）（文化市民局）（保健福祉局）

(5) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

<現状値>

- ・(再掲) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・(再掲) 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・(再掲) 防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・(再掲) 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 被災地・避難所等の衛生管理の推進

- ・ 被災地，避難所等における，食品の取扱い，炊き出し，感染症の予防に関する保健衛生

指導体制の整備を進めるとともに、避難所運営に関わる市民等への周知等を進める必要がある。[保健福祉局][区役所・支所]

- ・ 避難生活の長期化等における心のケア対策など保健活動体制の整備を進める必要がある。[保健福祉局][子ども若者はぐくみ局]
- ・ 災害時のし尿処理対策（マンホールトイレの整備等）の充実を図る必要がある。[環境政策局][行財政局][上下水道局]
- ・ 災害時におけるトイレの確保のため、広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備を一層推進する必要がある。[上下水道局]

<現状値>

- ・ 広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備状況：
66 箇所 385 基（平成 28 年度時点）（上下水道局）

(2) 平時からの防疫対策の推進

- ・ 予防接種の促進や害虫駆除対策など、平時から感染症の発生等に対する取組を促進する必要がある。[保健福祉局]

(3) ペット動物等への対応についての周知等の推進

- ・ 避難所等でのペット動物等への対応体制の整備とともに、災害時のペット動物への対応や備えについて周知等を進める必要がある。[保健福祉局]

<現状値>

- ・ ペット受入可能な避難所数 57 箇所（平成 28 年度）／目標値 全 428 箇所（平成 32 年度）
（行財政局）（保健福祉局）

(4) 下水道施設の耐震化の推進

- ・ 下水道管路及び下水道施設の耐震化を進める必要がある。特に避難所からの排水を受ける管きょや緊急輸送路下の管きょ等の耐震対策を引き続き進める必要がある。[上下水道局]

<現状値>

- ・ 下水道管路調査・改善率 0.7%（平成 28 年度）／目標値 0.8%（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・ 下水道管路地震対策率 67.3%（平成 28 年度）／目標値 89.0%（平成 32 年度）（上下水道局）

3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(1) 警察等との連携体制の強化

- ・ 災害発生後の社会的混乱，被災地，避難所等における治安の悪化を防ぐため，京都府警察本部との連携体制を強化する必要がある。〔文化市民局〕〔区役所・支所〕

3-2 東京圏の首都中枢機能の機能不全

(1) 府と連携した首都機能バックアップにおける機能や役割の検討

- ・ 国全体の安心・安全確保の観点から，首都機能のバックアップについて，府と連携しながら，京都が果たすべき役割を検討していくことが必要である。〔総合企画局〕

3-3 京都市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 庁舎等の防災活動拠点の確保

- ・ 市役所庁舎の建替え等を平成 34 年度完了を目標に進めており，着実な推進が必要である。〔行財政局〕
- ・ 分庁舎においては，「危機管理センター（仮称）」を設置予定であり，同センターを拠点とした災害対策本部の運営強化について検討を行うとともに，同センター設置に合わせて進めている防災情報システムの更新等について着実に推進する必要がある。〔行財政局〕
- ・ 市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設についての具体的な検討を引き続き進め，確保していく必要がある。〔行財政局〕
- ・ 防災活動拠点施設，要配慮者利用施設，不特定多数の者が利用する施設等市有建築物の計画的な耐震化の実施を推進する必要がある。〔都市計画局〕

<現状値>

- ・ 市有建築物防災活動拠点の耐震化率 95%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）

(2) 防災活動拠点等における電源の確保

- ・ 主要施設への自家発電設備等の設置により非常用電源の確保対策は進んできているが，より一層充実を図る必要がある。また，ガソリン等の燃料の備蓄についても，より一層推進していく必要がある。いずれも，定期的な点検・試運転等を行い，有事の際の安定稼働に引き続き備える必要もある。〔各局等〕〔区役所・支所〕

<現状値>

- ・京都市立小中学校への「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」整備件数 完了・着手総数 56 件（教育委員会）
- ・各区役所・支所へは非常電源設備を設置済み。（文化市民局）

(3) 災害対応の初期活動体制の整備

- ・ 災害発生時の迅速な初動体制の確立に向け，訓練や研修等を通じて，活動体制，配備・動員体制について，全ての職員に周知徹底を図っていく必要がある。〔各局等〕〔区役所・支所〕
- ・ 職員・スタッフ用の飲料水等の備蓄を推進する必要がある。〔各局等〕〔区役所・支所〕

(4) 業務継続体制の強化

- ・ 「業務継続計画」に基づいて，災害時における京都市の各業務の優先度整理，業務継続体制及び職員配置等を確立していく必要がある。〔行財政局〕〔各局等〕
- ・ 行政業務情報システムを含む主要なシステムについては，市庁舎外のデータセンターへの移設を推進しているところだが，同センターに設置している複数の非常用電源装置を引き続き適切に管理していく必要がある。〔総合企画局〕
- ・ 被災者を臨時的任用職員として雇用する等，必要な人材を確保する手法について検討する必要がある。〔行財政局〕

(5) 再 1-5) 災害に強い情報通信基盤の充実

4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 再 1-5) 災害に強い情報通信基盤の充実

(2) 避難所等における通信手段等確保の充実

- ・ 地域、現場の状況を迅速に把握することができるよう、通信手段及び電源の確保対策をより一層充実する必要がある。〔行財政局〕

<現状値>

- ・ (再掲) 衛星電話、非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数：428 箇所（平成 29 年 7 月 1 日現在）（行財政局）

(3) 再 3-3) 防災活動拠点等における電源の確保

<現状値>

- ・ (再掲) 京都市立小中学校への「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」整備件数 完了・着手総数 56 件（教育委員会）
- ・ (再掲) 各区役所・支所へは非常電源設備を設置済み。（文化市民局）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 再 1-5) 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

<現状値>

- ・ (再掲) 多メディア一斉送信システムへの登録者が所在する自主防災会数 166 自主防災会（平成 29 年 10 月末）／目標値 227 自主防災会（平成 32 年度）（行財政局）

(2) 緊急広報の実施体制及び総合的窓口情報の提供体制の充実

- ・ 連携による広報車両、広報ヘリコプター等による緊急広報実施のための実効的な体制づくりを進めていく必要がある。〔行財政局〕〔区役所・支所〕
- ・ 災害発生後に各局、区等が開設する臨時相談所や専門相談所、国や京都府等関係機関が設置する各種の相談窓口についての情報を収集し、被災者に提供するための実効的な体制づくりを進めていく必要がある。〔行財政局〕〔総合企画局〕

5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(1) 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援

- ・ BCP セミナーの開催，専門家派遣による BCP 策定支援を行っており，引き続き企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制確立を支援する必要がある。[産業観光局]

<現状値>

- ・ BCP 策定支援専門家派遣事業派遣回数 累積 29 回（平成 25 年度～28 年度）（産業観光局）
- ・ 中堅企業 BCP 策定率 16.2%（平成 25 年度）（京都府）

(2) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

<現状値>

- ・ (再掲) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・ (再掲) 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度）30 橋対策着手（建設局）
- ・ (再掲) 防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・ (再掲) 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

5-2 社会経済活動，サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(1) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

- ・ 各ライフライン機関の施設の耐震化，事業継続体制の確立等，災害時においても機能を確保できるよう災害予防の取組を促進する必要がある。[上下水道局] [行財政局]
- ・ 「京都 BCP 推進会議」（事務局：京都府）のライフライン勉強会への参加などにより，ライフライン各事業者間の情報共有，連絡手法の具体的検討を進めており，引き続きこれら

の体制を確立していけるよう取り組む必要がある。[上下水道局]

<現状値>

- ・配水管路の更新及び耐震化の実施状況：更新率 1.1%，耐震化率 13.6%（平成 28 年度時点）（上下水道局）

(2) 再 2-4) 多様な電力等の確保体制の推進

(3) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

<現状値>

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

5－3 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等により，経済活動が機能不全に陥る事態

(1) 再 5-1) 企業等における業務継続体制の確立に向けた支援

<現状値>

- ・（再掲）BCP 策定支援専門家派遣事業派遣回数 累積 29 回（平成 25 年度～28 年度）（産業観光局）
- ・（再掲）中堅企業 BCP 策定率 16.2%（平成 25 年度）（京都府）

(2) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

(3) 再 2-2) 救出・救助活動体制の強化

＜現状値＞

- ・（再掲）消防団員の充足率 87.6%（平成 29 年 9 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）（消防局）

5－4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流への甚大な影響

(1) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

＜現状値＞

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

(2) 再 2-1) 食料・飲料水等の供給体制の整備，輸送力の確保の推進

5－5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(1) 関係機関と連携した金融支援体制の強化

- ・ 中小企業等の早期事業再開に向けて，金融支援等の経営支援が速やかに進められるよう関係機関と連携した支援体制を強化する必要がある。〔産業観光局〕

5－6 食料等の安定供給の停滞

(1) 食品等の流通事業者との連携強化

- ・ 食品等の流通に係る事業者との連携を強化する必要がある。[産業観光局]

(2) 卸売市場の災害予防対策の充実

- ・ 京都市中央市場では「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」を締結している。また、現在平成 37 年を完了目標として整備が進められているところであり、引き続き災害時においても事業継続性が確保できるよう取り組んでいく必要がある。[産業観光局]

(3) 再 2-1) 食料・飲料水等の供給体制の整備，輸送力の確保の推進

(4) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

＜現状値＞

- ・ (再掲) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86% (平成 27 年度末推計) (都市計画局)
- ・ (再掲) 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値 (平成 24～平成 28 年度) 51 橋 (耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年 10 月末現在) 45 橋 (耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋) 対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム (平成 29～33 年度) に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋 (耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋) 対策完了
現況値 (平成 29 年度) 30 橋対策着手 (建設局)
- ・ (再掲) 防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 90 箇所 (平成 32 年度) (建設局)
- ・ (再掲) 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 13 箇所 (平成 29 年度) (建設局)

- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- (1) 再 2-4) 多様な電力等の確保体制の推進
- (2) 再 5-2) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(1) 上水道施設の耐震化の推進

- ・ 老朽化した基幹施設の改築更新と耐震化、排水施設の更新と耐震化を進める必要がある。[上下水道局]

<現状値>

- ・ (再掲) 配水管路の更新及び耐震化の実施状況：更新率 1.1%，耐震化率 13.6%（平成 28 年度時点）（上下水道局）
- ・ 主要管路の耐震適合性管の割合 48.5%（平成 28 年度時点）／目標値 54.0%（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・ 浄水施設の耐震化率 50.6%（平成 28 年度）（上下水道局）
- ・ 配水池の耐震化率 24.9%（平成 28 年度）（上下水道局）

(2) 再 5-2) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

(3) 市民との連携協力による水の確保の推進

- ・ 「疏水物語」を活用した啓発などにより、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄を促進する必要がある。[上下水道局]
- ・ 災害時協力井戸及び防災スクールウェル（学校井戸）の拡充、防火水槽の公園内設置、公衆浴場等との連携強化による生活用水の確保を引き続き進めていく必要がある。[行財政局] [教育委員会] [消防局] [保健福祉局]

<現状値>

- ・ 災害時協力井戸の登録件数 622 件（平成 29 年 7 月 1 日現在）（行財政局）
- ・ 防災スクールウェル（学校井戸）の設置状況 55 校に設置（平成 29 年 7 月 1 日現在）（教育委員会）

6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 再 2-7) 下水道施設の耐震化の推進

<現状値>

- ・（再掲）下水道管路調査・改善率 0.7%（平成 28 年度）／目標値 0.8%（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・（再掲）下水道管路地震対策率 67.3%（平成 28 年度）／目標値 89.0%（平成 32 年度）（上下水道局）

(2) 再 5-2) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

(1) 交通施設の耐震化等の災害予防の促進

- ・引き続き、市バス運転士等による災害対応力の強化を図る。地下鉄施設の耐震化等に関しては、「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断等が必要な施設について、平成 28 年度に耐震対策を完了している。[交通局]
- ・民間の鉄道諸施設の実態を把握し、耐震化等の災害予防対策の促進を図る必要がある。[行財政局] [都市計画局]

<現状値>

- ・（再掲）地下鉄駅等との合築出入口となっている民間ビルの耐震診断実施状況：
合築出入口 11 箇所中 2 箇所の耐震改修又は耐震診断を実施（平成 28 年度）（交通局）

(2) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

<現状値>

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了

現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）

- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 8 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

(3) 再 2-1) 食料・飲料水等の供給体制の整備，輸送力の確保の推進

6－5 異常渇水等による用水の供給の途絶

(1) 再 6-2) 上水道施設の耐震化の推進

<現状値>

- ・（再掲）配水管路の更新及び耐震化の実施状況：更新率 1.1%，耐震化率 13.6%（平成 28 年度時点）（上下水道局）
- ・（再掲）主要管路の耐震適合性管の割合 48.5%（平成 28 年度時点）／目標値 54.0%（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・（再掲）浄水施設の耐震化率 50.6%（平成 28 年度）（上下水道局）
- ・（再掲）配水池の耐震化率 24.9%（平成 28 年度）（上下水道局）

(2) 再 5-2) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

(3) 再 2-1) 食料・飲料水等の備蓄・調達体制の整備推進

<現状値>

- ・（再掲）京都市備蓄計画に基づく飲料水の備蓄整備率（平成 28 年度）100%（行財政局）
- ・（再掲）市立小・中学校等の学校備蓄割合 50%（平成 29 年 8 月末）／目標値 100%（平成 32 年度）（行財政局）

(4) 再 2-1) 受援体制の拡充

(5) 再 6-2) 市民との連携協力による水の確保の推進

<現状値>

- ・（再掲）災害時協力井戸の登録件数 622 件（平成 29 年 7 月 1 日現在）（行財政局）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・（再掲）防災スクールウェル（学校井戸）の設置状況 55 校に設置（平成 29 年 7 月 1 日現在）
（教育委員会） |
|--|

7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(1) 再 1-1) 災害に強い市街地の整備推進

<現状値>

- ・(再掲) 耐震化計画対象社会福祉施設における耐震化率 81.90% (平成 29 年 10 月末) / 目標値 91.8% (平成 32 年度) (保健福祉局) (子ども若者はぐくみ局)
- ・(再掲) 妊産婦等福祉避難所 15 箇所の耐震化率 100% (平成 29 年 7 月 1 日時点) (子ども若者はぐくみ局)
- ・(再掲) 地下鉄駅等との合築出入口となっている民間ビルの耐震診断実施状況 : 合築出入口 11 箇所中 2 箇所の耐震改修又は耐震診断を実施 (平成 28 年度) (交通局)
- ・(再掲) 防災上課題のある地区・路線において、具体的な対策の推進に取り組む地区の数 : 15 地区 (平成 29 年 10 月末) / 目標値 22 地区 (平成 32 年度) (都市計画局)

(2) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

<現状値>

- ・(再掲) 消防団員の充足率 87.6% (平成 29 年 9 月末) / 目標値 90% (平成 32 年度) (消防局)
- ・(再掲) 文化財防災マイスター養成人数 424 人 (平成 28 年度) / 目標値 700 人 (平成 31 年度) (消防局)

(3) 再 1-1) 都市安全空間の確保

<現状値>

- ・(再掲) 緊急避難広場指定箇所数 50 箇所 (平成 29 年 6 月末) (行財政局)

7-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による広域複合災害の発生

(1) 再 1-1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進

<現状値>

- ・(再掲) 住宅の耐震化率 85% (平成 27 年度) (都市計画局)
- ・(再掲) 市営住宅の耐震化率 74.7% (平成 29 年 8 月末) / 目標値 90% (平成 32 年度) (都

市計画局)

- ・(再掲) 耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数 558 件(平成 28 年度)／目標値 500 件(平成 32 年度)(都市計画局)
- ・(再掲) 耐震改修助成事業件数 685 件(平成 28 年度)／目標値 900 件(平成 32 年度)(都市計画局)
- ・(再掲) 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」利用件数 : 2,998 件(平成 24 年度～28 年度)(都市計画局)

(2) 再 5-1) 企業等における業務継続体制の確立に向けた支援

<現状値>

- ・(再掲) BCP 策定支援専門家派遣事業派遣回数 累積 29 回(平成 25 年度～28 年度)(産業観光局)
- ・(再掲) 中堅企業 BCP 策定率 16.2%(平成 25 年度)(京都府)

(3) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

<現状値>

- ・(再掲) 文化財防災マイスター養成人数 424 人(平成 28 年度)／目標値 700 人(平成 31 年度)(消防局)

(4) 再 2-2) 救出・救助活動体制の強化

<現状値>

- ・(再掲) 消防団員の充足率 87.6%(平成 29 年 9 月末)／目標値 90%(平成 32 年度)(消防局)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(1) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備, 点検, 維持管理

(特に, 緊急輸送道路重要路線沿道の特定建築物の耐震化支援制度による耐震化の促進を図る必要がある。)

<現状値>

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：

目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
 現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定

※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。

第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
 現況値（平成 29 年度） 30 橋対策着手（建設局）
- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

7-4 ため池，ダム，防災施設等の損壊，機能不全による二次災害の発生

(1) 関係機関との連携強化及び危険情報収集・提供体制の充実

- ・ 国，府，関係機関と一層の連携強化を図りながら，土砂災害等の対策を推進するとともに，二次災害を回避するため，ため池，ダム，河川等の被害状況などを早期に収集し，市民等への情報提供を行う体制の充実を図る必要がある。〔行財政局〕〔産業観光局〕〔建設局〕
（関連：1-3，1-5，4-1，4-2）

<現状値>

- ・（再掲）多メディア一斉送信システムへの登録者が所在する自主防災会数 166 自主防災会（平成 29 年 10 月末）／目標値 227 自主防災会（平成 32 年度）（行財政局）

(2) 再 1-3) 河川，下水道施設の整備，維持管理

<現状値>

- ・（再掲）主要な雨水幹線等による貯留量 473,800 m³（平成 28 年度）／目標値 506,000 m³（平成 32 年度）（上下水道局）
- ・（再掲）水防訓練の実施回数 1 回／年（平成 29 年 10 月末）／目標値 毎年 1 回（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）雨水流出抑制対策事業実施件数 累計 483 件（平成 28 年度）（建設局）
- ・（再掲）排水機場長寿命化計画 主要 10 機場中 8 機場計画策定・実施，2 機場府計画策定完了（平成 28 年度）（建設局）
- ・（再掲）都市基盤河川整備率 61.4%（平成 29 年 8 月末）／目標値 65.7%（平成 32 年度）（建設局）

- ・（再掲）「普通河川整備プログラム」の対象河川（8 河川）における整備完了河川数：3 河川（平成 29 年 8 月末）／目標値 6 河川（平成 32 年度）（建設局）

(3) 再 1-3) 農林施設等の防災対策の推進

<現状値>

- ・（再掲）対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績
平成 26 年度：2 件，平成 27 年度：1 件，平成 28 年度：1 件（産業観光局）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(1) 危険物施設における対策の促進

- ・ 危険物施設において，火災や流出事故の発生及び拡大を防ぐため，立入検査や安全指導等により，引き続き維持管理の徹底を図ると共に自主保安体制の推進を行う必要がある。
[消防局]

(2) 災害廃棄物の適正処理体制の推進

- ・ 災害時に大量発生が予想されるアスベスト等の特別管理廃棄物の一時保管場所の確保など，適正処理体制づくりを推進する必要がある。また，被災建築物の処理に関して，関係団体との協定締結等を進めているところであるが，引き続き，協力体制の確保，災害廃棄物処理に関する啓発等を進めていく必要がある。[環境政策局]

(3) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

<現状値>

- ・（再掲）消防団員の充足率 87.6%（平成 29 年 9 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）
（消防局）

(4) 危険情報の収集・提供体制の充実

- ・ 二次災害を回避するため，危険物施設の被害状況など危険情報を早期に収集し，関係機関及び市民等への情報提供を行う体制の充実を図る必要がある。[行財政局] [区役所・支所]

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 農地・農業用施設の保全管理の推進

- ・ 農地の保全，農業用施設の適正な保全・維持管理を進める必要がある。市街地においては，農地は貴重なオープンスペースでもあり，地域住民等の参画を得ながら取組を進めていく必要がある。〔産業観光局〕

(2) 健全な森づくりの推進

- ・ 森林は市域面積の74%を占める。森林・林業を取り巻く環境が厳しく，適切な管理が困難な状態となる中で，森林の有する公益的機能を発揮し，二次災害を回避できるよう森林整備計画に基づいた取組を進める必要がある。〔産業観光局〕

(3) 再1-4) 土砂災害対策の推進

<現状値>

- ・ (再掲) 土砂災害警戒区域等の指定 2,544箇所78学区等(平成28年度) ※京都市域全て完了(行財政局)

7-7 風評被害等による京都経済等への甚大な影響

(1) 観光業等の風評被害対策の体制づくりの推進

- ・ 災害発生後の風評被害を防ぐため，京都観光の安全性を国内外に正確に情報発信する体制づくりを推進するとともに，平時から，各種観光キャンペーンなどにおいて，京都市における災害対策についても啓発していく必要がある。〔産業観光局〕

7-8 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

(1) 原子力災害対策の実効性の向上

- ・ 原子力災害対策に関わる計画に基づき，情報収集・連絡体制の整備，災害対策本部の設置・運営方法の整備，避難収容活動体制の整備等をより一層進める必要がある。〔行財政局〕
- ・ 原子力災害を想定した情報伝達及び避難等の訓練，研修などを引き続き実施し，計画の実効性を確保するとともに，継続的に見直しを行っていくことが必要である。〔行財政局〕

<現状値>

- ・ 放射性物質や原子力防災に関する基本的な内容に係るリーフレットの市民配布部数：平成24・

25 年度：各 13,000 部，平成 26 年度：18,500 部，平成 27 年度：18,000 部，平成 28 年度：7,000 部，外国語版 13,000 部（行財政局）

- ・避難マニュアルの検証及び原子力防災訓練の実施回数 2 回／年（平成 28 年度）／目標値 毎年 1 回（平成 32 年度）（行財政局）
- ・緊急時モニタリング体制の整備に関する研修回数 2 回／年（平成 28 年度）／目標値 毎年 3 回（平成 32 年度）（行財政局）
- ・広域避難訓練の実施回数 2 回／年（平成 29 年 8 月末）／目標値 毎年 1 回（平成 32 年度）（行財政局）

8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物処理体制の充実

- ・ クリーンセンター3工場の耐震化は完了しているが、収集運搬体制の整備等を推進する必要がある。[環境政策局]
- ・ 災害廃棄物の仮置場、集積場所の確保について関係機関等と調整を図っていくとともに、オープンスペースの活用を想定し、同スペースの確保及びデータベースの随時更新を図っていく必要がある。[環境政策局][行財政局][都市計画局][建設局][消防局][産業観光局]

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 障害物の除去方針・体制整備の推進

- ・ 災害発生後の道路や河川における障害物除去作業の応援要請体制や、障害物の処分体制の整備を進める必要がある。[建設局][環境政策局]

(2) 建設業等の担い手の確保・育成等

- ・ 市内建設業者等の担い手の確保・育成等を図る必要がある。[建設局][行財政局]

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 再1-5) 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

＜現状値＞

- ・ (再掲) 地域ごとに求められるマニュアル（地震・水災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災会の数：208 自主防災会（平成29年7月末）／目標値 全227 自主防災会（平成29年度）（行財政局）
- ・ (再掲) 各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会数：204 自主防災会（平成29年7月末）／目標値 全227 自主防災会（平成31年度）（行財政局）

(2) 再3-1) 警察等との連携体制の強化

(3) 生活再建に向けた体制整備の推進

- ・ 住家被害認定調査や、り災証明書の交付などが迅速に遂行できる体制の整備，強化が必要である。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔消防局〕〔区役所・支所〕
- ・ 避難所となった学校の早期の授業再開に向けて，防災訓練等を通じた日常的な学校と地域との連携強化を図る必要がある。〔教育委員会〕
- ・ 円滑な生活再建に資する情報の提供を進める必要がある。〔行財政局〕〔消防局〕

(4) 再 1-1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進

<現状値>

- ・ (再掲) 住宅の耐震化率 85% (平成 27 年度) (都市計画局)
- ・ (再掲) 市営住宅の耐震化率 74.7% (平成 29 年 8 月末) / 目標値 90% (平成 32 年度) (都市計画局)
- ・ (再掲) 耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数 558 件 (平成 28 年度) / 目標値 500 件 (平成 32 年度) (都市計画局)
- ・ (再掲) 耐震改修助成事業件数 685 件 (平成 28 年度) / 目標値 900 件 (平成 32 年度) (都市計画局)
- ・ (再掲) 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」利用件数 : 2,998 件 (平成 24 年度～28 年度) (都市計画局)
- ・ (再掲) 防災活動拠点耐震化率 78% (平成 27 年度，特定建築物のうち，防災拠点に関するもの) (都市計画局)
- ・ (再掲) まちの共汗地区数 20 学区 (平成 28 年度) / 目標値 100 学区 (平成 32 年度) (都市計画局)

(5) 再 2-1) 避難所運営体制の充実

<現状値>

- ・ (再掲) 避難所指定数 428 箇所 (平成 29 年 8 月末現在) (行財政局)
- ・ (再掲) 避難所運営訓練実施割合 57% (平成 29 年 10 月末) / 目標値 100% (平成 32 年度) (行財政局)
- ・ (再掲) 福祉避難所の事前指定状況 : 257 箇所 (平成 28 年度。妊産婦等福祉避難所を除く。) (保健福祉局)
- ・ (再掲) 妊産婦等福祉避難所の事前指定状況 : 15 箇所 (平成 29 年 7 月 1 日時点) (子ども若者はぐくみ局)
- ・ (再掲) 衛星電話，非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数 : 428 箇所 (平成 29 年 7 月 1 日現在) (行財政局)
- ・ (再掲) 避難所運営マニュアル策定状況 : 428 避難所中 424 避難所で策定 (平成 29 年 7 月 1

8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 再 6-4) 交通施設の耐震化等の災害予防の促進

<現状値>

- ・（再掲）地下鉄駅等との合築出入口となっている民間ビルの耐震診断実施状況：
合築出入口 11 箇所中 2 箇所の耐震改修又は耐震診断を実施（平成 28 年度）（交通局）

(2) 再 2-1) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，点検，維持管理

<現状値>

- ・（再掲）緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 86%（平成 27 年度末推計）（都市計画局）
- ・（再掲）橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況：
目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）対策完了
現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定
※残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。
第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）対策完了
現況値（平成 29 年度）30 橋対策着手（建設局）
- ・（再掲）防災カルテを活用した道路点検パトロールによる要対策箇所のうち対策済箇所数 42 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 90 箇所（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 2 箇所（平成 29 年 10 月末）／目標値 13 箇所（平成 29 年度）（建設局）

(3) 再 1-5) 災害に強い情報通信基盤の充実

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 再 1-3) 河川，下水道施設の整備，維持管理

<現状値>

- ・（再掲）主要な雨水幹線等による貯留量 473,800 m³（平成 28 年度）／目標値 506,000 m³（平成 32 年度）（上下水道局）

- ・（再掲）水防訓練の実施回数 1 回（平成 29 年 8 月末）／目標値 毎年 1 回（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）雨水流出抑制対策事業実施件数 累計 483 件（平成 28 年度）（建設局）
- ・（再掲）排水機場長寿命化計画 主要 10 機場中 8 機場計画策定・実施，2 機場府計画策定完了（平成 28 年度）（建設局）
- ・（再掲）都市基盤河川整備率 61.4%（平成 28 年度）／目標値 65.7%（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）「普通河川整備プログラム」の対象河川（8 河川）における整備完了河川数：3 河川（平成 29 年 8 月末）／目標値 6 河川（平成 32 年度）（建設局）
- ・（再掲）対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績
平成 26 年度：2 件，平成 27 年度：1 件，平成 28 年度：1 件（産業観光局）

8－6 災害等による京都の文化財等の損壊，喪失等により，京都らしさが失われる事態

(1) 文化財の災害予防対策の推進

- ・ 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」や「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」に基づく防災対策の一層の推進と防災訓練の継続実施等による実効性の向上を図る必要がある。〔文化市民局〕〔消防局〕
- ・ 文化財に対する災害対応力の向上に向け，研修による文化財防災マイスターや文化財市民レスキューの育成・体制強化を図る必要がある。〔消防局〕

(2) 被災文化財等への対応体制整備の推進

- ・ 災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう体制の強化を図るとともに，復旧・復興時における文化財の紛失，破損，滅失等が発生しないよう対策を検討する必要がある。〔文化市民局〕

(3) 再 1-1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進

<現状値>

- ・（再掲）住宅の耐震化率 85%（平成 27 年度）（都市計画局）
- ・（再掲）耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数 558 件（平成 28 年度）／目標値 500 件（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・（再掲）耐震改修助成事業件数 685 件（平成 28 年度）／目標値 900 件（平成 32 年度）（都市計画局）
- ・（再掲）「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」利用件数：2,998 件（平成 24 年度～28 年度）（都市計画局）
- ・（再掲）まちの共汗地区数 20 学区（平成 28 年度）／目標値 100 学区（平成 32 年度）（都市計画局）

(4) 再 1-1) 災害に強い市街地の整備推進

<現状値>

- ・（再掲）防災上課題のある地区・路線において、具体的な対策の推進に取り組む地区の数：15 地区（平成 29 年 10 月末）／目標値 22 地区（平成 32 年度）（都市計画局）

(5) 再 1-5) 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

<現状値>

- ・（再掲）地域ごとに求められるマニュアル（地震・水災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災会の数：208 自主防災会（平成 29 年 7 月末）／目標値 全 227 自主防災会（平成 29 年度）（行財政局）
- ・（再掲）各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会数：204 自主防災会（平成 29 年 7 月末）／目標値 全 227 自主防災会（平成 31 年度）（行財政局）

(6) 再 1-1) 火災予防・消防活動体制の充実

<現状値>

- ・（再掲）消防団員の充足率 87.6%（平成 29 年 9 月末）／目標値 90%（平成 32 年度）（消防局）
- ・（再掲）文化財防災マイスター養成人数 424 人（平成 28 年度）／目標値 700 人（平成 31 年度）（消防局）

5

国土強靱化の対応方策

(1) 施策分野

国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別施策分野と2つの横断的分野とします。

[個別施策分野]

- 1) 行政機能／消防等
- 2) 住宅・都市
- 3) 保健医療・福祉
- 4) 環境・エネルギー
- 5) 情報通信
- 6) 産業・観光・金融・農林
- 7) 交通・物流
- 8) 国土保全／国土利用
- 9) 首都圏バックアップ等
- 10) 伝統・文化

[横断的分野]

- 1) リスクコミュニケーション
- 2) 老朽化対策

(2)施策分野ごとの対応方策

(1) に掲げる 12 の施策分野ごとの対応方策を示します。これらの対応方策は、第 4 章のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものです。

重要業績指標のうち、現在「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」（京都市基本計画）の具体的な事業等を掲げた「京（みやこ）プラン実施計画 第 2 ステージ」の下で推進している施策については、当該計画に掲げる平成 32（2020）年度までの目標値を掲載し、次期基本計画と併せて策定する実施計画に合わせて、改めて指標を設定し直すこととします。

文中「リ〇－〇（〇）」は、「4（4）脆弱性評価結果」の該当項目を示します。

例）「リ 2-4(1)」 リスクシナリオ 2－4（1）の脆弱性評価結果

[個別施策分野]

1) 行政機能／消防等

①庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策

リ 2-4(1)一部（5-2(2)、6-1(1)）／3-3(1)(2)（4-1(3)）

- ・市役所庁舎の建替えを着実に推進します。〔行財政局〕
- ・市役所分庁舎に設置予定の「危機管理センター（仮称）」を拠点として災害対策本部の運営強化を図るとともに、防災情報システムの更新等を着実に推進します。
〔行財政局〕
- ・市庁舎が使用できなくなった場合の代替施設についての具体的な検討を進め、確保します。〔行財政局〕
- ・防災活動拠点施設、要配慮者利用施設、不特定多数の者が利用する施設等、市有建築物の計画的な耐震化を推進します。〔都市計画局〕
- ・防災活動拠点等における電源確保対策のより一層の充実を図るとともに、定期的な点検・試運転等、有事の際の安定稼働に引き続き備えます。〔各局等〕〔区役所・支所〕

②災害対応の初期活動体制の整備 リ 3-3(3)

- ・災害発生時の迅速な初動体制の確立に向けて、訓練や研修等を通じ、活動体制、配備・動員体制について、全職員に周知徹底を図ります。〔各局等〕〔区役所・

支所]

- ・職員、スタッフ用の飲料水等の備蓄を推進します。[各局等] [区役所・支所]

③業務継続体制の強化 リ 3-3(4)

- ・「業務継続計画」に基づいて、災害時における京都市の各業務の優先度を整理し、業務継続体制及び職員配置等を確立するとともに、適宜、検証と見直しを行い、充実を図ります。[行財政局] [各局等] [区役所・支所]
- ・行政業務情報システムを含む主要なシステムの市庁舎外のデータセンターへの移設を引き続き推進するとともに、同センターに設置している複数の非常用電源装置についても適切に管理していきます。[総合企画局]
- ・被災者を臨時的任用職員として雇用する等、災害時における業務の継続に必要な人材を確保する手法について検討を進めます。[行財政局]

④広域避難者等の受入体制の充実 リ 1-6(2)

- ・市外からの避難者とともに、市内での広域避難の受入体制（避難所等）の整備を進めます。[行財政局]
- ・帰宅困難者対策の検討の中で、京都市域外（大阪、名古屋等）で地震が発生した場合の避難者受入等の対応について、引き続き、検討・対策を進めます。[行財政局] [都市計画局] [産業観光局]

⑤受援体制の充実、連携体制の強化 リ 2-1(4) (6-5(4)) / 2-3(1) / 3-1(1) (8-3(2))

- ・21大都市災害時相互応援協定等の協定に基づく支援、指定都市市長会行動計画に基づく相互支援等、訓練等を通じ受援体制の拡充を図るとともに、南海トラフ地震が発生した場合における本市が果たす支援拠点機能についての検討も進めます。[行財政局]
- ・警察、自衛隊、関係機関等との連携強化に引き続き取り組みます。[行財政局] [消防局] [区役所・支所]
- ・災害発生後の社会的混乱、被災地、避難所等における治安の悪化を防ぐため、京都府警察本部との連携体制の強化を図ります。[文化市民局] [区役所・支所]

⑥食料・飲料水等の物資の備蓄・調達、供給体制の整備推進

リ 2-1(1) (2) (2-2(2), 2-5(4), 5-4(2), 5-6(3), 6-4(3), 6-5(3))

- ・京都市備蓄計画に基づいた備蓄、被災者の特性に応じた内容の充実を引き続き進めます。また、分散備蓄や市民備蓄の一層の促進を図ります。[行財政局]
- ・他自治体や関係業界等との協定締結等、協力体制の整備を一層進め、緊急調達体制の充実を図ります。[産業観光局] [区役所・支所]
- ・備蓄食料に加え、救援物資等の受入、仕分け、配送等、搬送拠点の管理体制の充実を図ります。[文化市民局]
- ・京都府トラック協会との協定等において、訓練の実施を通じた連携強化に取り組

- み，更なる輸送力の確保・強化を図ります。〔行財政局〕
- ・応急給水体制の充実を図ります。〔上下水道局〕

⑦消防活動体制及び救出・救助体制の強化 リ 1-1 (3) (1-2 (2), 5-3 (2), 7-1 (2), 7-2 (3), 7-5 (3), 8-6 (6)) / 2-2 (4) (2-3 (3), 5-3 (3), 7-2 (4)) / 2-3 (5) / 7-5 (1)

- ・消防活動体制，救出・救助活動体制及び震災活動力の強化を図ります。〔消防局〕
- ・市民，事業所等における防火体制の強化とともに，消防団の強化，加入促進を引き続き進めます。〔消防局〕
- ・危険物施設での火災や流出事故の発生及び拡大を防ぐため，立入検査や安全指導等により，引き続き維持管理の徹底を図るとともに，自主保安体制の推進に取り組みます。〔消防局〕
- ・孤立可能性地域において緊急時に利用可能なヘリコプター離着陸場の調整を図ります。〔消防局〕
- ・行方不明者の搜索体制，遺体の取扱い，遺体安置所の運営等について，引き続き関係機関と協議・検討を進めます。〔区役所・支所〕〔行財政局〕

⑧原子力発電所事故への対応の実効性の向上 リ 7-8 (1)

- ・関西電力株式会社との間で，「大飯発電所に係る京都市域の安全確保に関する通報連絡等協定」を締結するとともに，大飯発電所に係る地域協議会へ参画し，安全確保等についての議論を実施しているが，今後も引き続き定期的に情報交換等を行います。〔行財政局〕
- ・原子力災害対策に関わる計画に基づき，情報収集・連絡体制の整備，災害対策本部の設置・運営方法の整備，避難収容活動体制の整備等をより一層進めます。特に，京都市環境放射線モニタリング計画に基づく空間放射線等のモニタリングについては，緊急時における実施に向け，関係機関とのさらなる連携強化を図ります。〔行財政局〕
- ・原子力災害を想定した情報伝達及び避難等の訓練，研修などを引き続き実施し，計画の実効性を確保するとともに，継続的に見直しを行います。〔行財政局〕

⑨復旧・復興計画の策定 リ 8

- ・迅速な復旧・復興計画策定に向けた手法等の検討を行います。〔都市計画局〕〔総合企画局〕

重要業績指標

□ 市有建築物防災活動拠点の耐震化率	95%（平成 27 年度末推計）	都市計画局
□ 京都市立小中学校への「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」整備件数（完了・着手総数）	16 件（平成 29 年 7 月 1 日現在）	教育委員会
□ 区役所・支所への非常電源設備整備率	100%	文化市民局
□ 衛星電話，非常用発電機等の運営資機材配備済み避難所数	428 箇所（平成 29 年 7 月 1 日現在）	行財政局
□ 京都市備蓄計画に基づく備蓄物資整備率	アルファ化米 95%，お粥 75%，補助食料 50%，凝固剤 76%，飲料水その他 100%（平成 28 年度）	行財政局
□ 市立小・中学校等の学校備蓄割合	50%（平成 29 年 8 月末）	行財政局
□ 公園内への防災施設の整備状況	（平成 18 年度以降）：かまどベンチ 66 基，防災ベンチ 12 基，マンホールトイレ 87 基	建設局
□ 消防団員の充足率	87.6%（平成 29 年 9 月末）→90%（平成 32 年度）	消防局
□ 京都学生消防サポーターライセンス取得者数（単年度）	222 人（平成 28 年度）→100 人（平成 32 年度）	消防局
□ 普通救命講習・上級救命講習，応急手当普及員講習の受講者数	救命講習 1,762 回 39,252 人，応急手当普及員講習 34 回 522 人（平成 28 年度）	消防局
□ 放射性物質や原子力防災に関する基本的な内容に係るリーフレットの市民配布部数	平成 24・25 年度：各 13,000 部 平成 26 年度：18,500 部 平成 27 年度：18,000 部 平成 28 年度：7,000 部，外国語版 13,000 部	行財政局
□ 避難マニュアルの検証及び原子力防災訓練の実施	2 回／年（平成 28 年度）	行財政局
□ 緊急時モニタリング体制の整備に関する研修回数	2 回／年（平成 28 年度）→3 回／年（平成 32 年度）	行財政局
□ 広域避難訓練の実施回数	2 回／年（平成 29 年 8 月末）	行財政局

2) 住宅・都市

①住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進 リ 1-1 (1) (7-2 (1), 8-3 (4), 8-6 (3))

- ・「京都市建築物耐震改修促進計画」（平成 29 年 3 月改訂）に基づき、「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム事業」などにより、住宅等の耐震化・不燃化をより一層促進します。[都市計画局]
- ・防災活動拠点となる病院、学校、避難所等の耐震化を促進します。[都市計画局]

②不特定多数の者が利用する施設の耐震化・不燃化の促進 リ 1-2 (1)

- ・ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化・不燃化を、より一層促進します。[都市計画局]

③災害に強い市街地の整備推進 リ 1-1 (2) (7-1 (1), 8-6 (4))

- ・「歴史都市京都における密集市街地等の取組方針」、「京都市細街路対策指針」等に基づき、災害に強いまちづくりを引き続き進めます。[都市計画局]
- ・沿道建築物の耐震不燃化等防災性の強化や 3 項道路の活用等、歴史都市に相応しい総合的な防災対策をより一層推進します。[都市計画局]

④都市安全空間の確保 リ 1-1 (4) (7-1 (3))

- ・避難スペースとしての活用、延焼遮断帯としての機能確保など、オープンスペースの確保、公園・緑地の整備、保全を進めます。[建設局]
- ・オープンスペースについて、災害時に迅速な応急対策が進められるよう利用計画の調整を引き続き図ります。[行財政局] [消防局] [環境政策局] [産業観光局]
- ・広域避難場所の確保を進めます。[行財政局]

⑤避難所運営体制の充実 リ 2-1 (5)

- ・引き続き避難所の指定拡充を図るとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者のための空間確保や洋式トイレの充実等、避難所の環境改善を進めます。[行財政局] [区役所・支所]
- ・避難所の円滑な開設運営のため、特に初動体制を確保するため、避難所運営マニュアルに基づく訓練等を引き続き実施します。[行財政局] [区役所・支所]
- ・避難生活長期化対策として、ホテル、旅館や観光業界、商店街等との協定締結について引き続き検討します。[産業観光局]
- ・車中泊や公園等の避難所外避難者への対応についても検討を進めます。[行財政局]

⑥観光客を含む帰宅困難者支援対策の充実 リ 2-5 (1) (2) (3)

- ・帰宅困難者支援対策に関する団体等との協定締結も進んでいるところであり、帰宅困難者を安全な場所へ誘導し、対応する訓練を継続実施できるよう、引き続き関係団体等への支援を行います。[行財政局] [都市計画局] [産業観光局]

- ・事業所における水・食料等の備蓄促進に向けた啓発や帰宅困難者用の備蓄物資の充実をより一層図ります。〔行財政局〕〔消防局〕
- ・緊急避難広場，一時滞在施設の指定を拡大します。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔産業観光局〕
- ・京都観光の安全性を国内外に正確に発信する体制づくりを推進し，平時から，各種観光キャンペーン等において，京都市における災害対策についての啓発を進めるとともに，災害時帰宅困難者ガイドマップ，京都市帰宅支援サイト等による情報提供の充実を図ります。〔行財政局〕〔産業観光局〕
- ・引き続き，事業者と協定締結している「災害時帰宅支援ステーション」の拡充と周知を図ります。〔行財政局〕
- ・引き続き，徒歩帰宅困難者への代替輸送確保の仕組みについて検討を進めます。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔交通局〕

⑦各ライフライン施設の災害予防対策の推進

リ 5-2(1) (6-1(2), 6-2(2), 6-3(2), 6-5(2))

- ・各ライフライン機関の施設の耐震化，事業継続体制の確立等，災害時においても機能を確保できるよう災害予防の取組を促進します。〔上下水道局〕〔行財政局〕
- ・「京都 BCP 推進会議」（事務局：京都府）のライフライン勉強会への参加等によるライフライン各事業者間の情報共有，連絡手法の具体的検討を進めており，引き続きこれらの体制を確立していけるよう取り組みます。〔上下水道局〕

⑧下水道施設の耐震化の推進 リ 2-7(4) (6-3(1))

- ・下水道管路及び下水道施設の耐震化を進めます。特に避難所からの排水を受ける管きょや緊急輸送路下の管きょ等の耐震対策を引き続き進めます。〔上下水道局〕

⑨上水道施設の耐震化の推進 リ 6-2(1) (6-5(1))

- ・老朽化した基幹施設の改築更新と耐震化，排水施設の更新と耐震化を進めます。〔上下水道局〕

⑩市民との連携協力による水の確保の推進 リ 6-2(3) (6-5(5))

- ・「疏水物語」を活用した啓発等により，災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄を促進します。〔上下水道局〕
- ・災害時協力井戸及び防災スクールウェル（学校井戸）の拡充，公園内への防火水槽の設置，公衆浴場等との連携強化による生活用水の確保を引き続き進めます。〔行財政局〕〔教育委員会〕〔消防局〕〔保健福祉局〕

⑪生活再建等に向けた体制整備の推進 リ 8-3(3)

- ・住家被害認定調査や，り災証明書等の交付等が迅速に遂行できる体制の整備，強化を図ります。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔消防局〕〔区役所・支所〕

- ・避難所となった学校の早期の授業再開に向けて、防災訓練等を通じた日常的な学校と地域との連携強化を図ります。[教育委員会]
- ・円滑な生活再建に資する情報の提供体制の整備を進めます。[行財政局]

重要業績指標

□ 住宅の耐震化率	85%（平成 27 年度）	都市計画局
□ 市営住宅の耐震化率	74.7%（平成 29 年 8 月末） →90%（平成 32 年度）	都市計画局
□ 耐震診断士派遣事業その他の耐震支援事業の利用件数	558 件（平成 28 年度） →500 件（平成 32 年度）	都市計画局
□ 耐震改修助成事業件数	685 件（平成 28 年度） →900 件（平成 32 年度）	都市計画局
□ 「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」利用件数	2,998 件（平成 24 年度～28 年度）	都市計画局
□ 防災活動拠点耐震化率（特定建築物のうち、防災拠点に関するもの）	78%（平成 27 年度）	都市計画局
□ まちの共汗地区数	20 学区（平成 28 年度） →100 学区（平成 32 年度）	都市計画局
□ 防災上課題のある地区・路線において、具体的な対策の推進に取り組む地区数	15 地区（平成 29 年 10 月） →22 地区（平成 32 年度）	都市計画局
□ 地下鉄駅等との合築出入口となっている民間ビルの耐震診断実施状況	合築出入口 11 箇所中 2 箇所の耐震改修又は耐震診断を実施（平成 28 年度）	交通局
□ ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化率	推計 83%（平成 27 年度）	都市計画局
□ 避難所指定数	428 箇所（平成 29 年 8 月末現在）	行財政局
□ 避難所運営マニュアル策定状況	428 避難所中 424 避難所で策定（平成 29 年 7 月 1 日現在）	行財政局
□ 避難所運営訓練実施割合	57%（平成 29 年 10 月末） →100%（平成 32 年度）	行財政局
□ 下水道管路調査・改善率	0.7%（平成 28 年度） →0.8%（平成 32 年度）	上下水道局
□ 下水道管路地震対策率	67.3%（平成 28 年度） →89.0%（平成 32 年度）	上下水道局
□ 配水管路の更新及び耐震化の実施状況	更新率 1.1%，耐震化率 13.6%（平成 28 年度時点）	上下水道局

□ 主要管路の耐震適合性管の割合	48.5%（平成 28 年度） →54.0%（平成 32 年度）	上下水道局
□ 浄水施設の耐震化率	50.6%（平成 28 年度）	上下水道局
□ 配水池の耐震化率	24.9%（平成 28 年度）	上下水道局
□ 災害時協力井戸の登録件数	622 件（平成 29 年 7 月 1 日現在）	行財政局
□ 防災スクールウェル（学校井戸）の設置状況	55 校に設置（平成 29 年 7 月 1 日現在）	教育委員会

3) **保健医療・福祉**

①**医療施設・社会福祉施設等の耐震化・不燃化の促進** リ 2-6(1)

- ・災害拠点病院，医療機関，社会福祉施設の耐震化・不燃化を促進します。[保健福祉局] [子ども若者はぐくみ局]

②**応急医療体制の整備の推進** リ 2-6(2)

- ・市内医療機関，京都府，京都府医師会等の関係機関と連携し，また，DMAT（災害派遣医療チーム）や JMAT（日本医師会災害医療チーム）等派遣される救護班等の協力を得て，迅速，的確に医療救護活動が行えるよう，訓練等を通じて実効的な体制づくりを進めます。[保健福祉局] [消防局]
- ・災害医療コーディネート体制の構築を進めます。[保健福祉局] [消防局]
- ・各医療機関が所有する患者搬送車の活用を含めた搬送体制及びヘリコプターを使った広域搬送システムの整備を進めます。[保健福祉局] [消防局]

③**要配慮者への支援の充実** リ 2-1(5) 一部／2-6(3)

- ・避難行動要支援者名簿を活用し，安否確認をはじめ，対象者に必要な支援が行えるよう，地域における体制づくりを促進します。[文化市民局] [行財政局] [消防局] [保健福祉局]
- ・福祉避難所の指定，備蓄物資の配備等を進めており，移送対象者の選定や福祉避難所の運営等を実効性のあるものとするため，各種のガイドラインに基づく訓練の実施等に取り組むとともに，福祉避難所を運営する介護人材の確保を進めます。
[保健福祉局] [子ども若者はぐくみ局]
- ・妊産婦等福祉避難所の運営ガイドラインに基づく受入対象者の選定や避難所の運営等を実効性のあるものとするため，訓練の実施等に取り組みます。[子ども若者はぐくみ局]

④ボランティア環境の充実 リ 2-6(4)

- ・災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアの受入れ、派遣体制を確立するとともに、関係団体等との連携によるボランティア・ネットワークの構築を進めます。[文化市民局][保健福祉局][区役所・支所]

⑤保健活動、衛生管理の充実 リ 2-7(1)(2)(3)

- ・被災地、避難所等における食品の取扱い、炊き出し、感染症の予防に関する保健衛生指導体制の整備を進めるとともに、避難所運営に関わる市民等への周知等を進めます。[保健福祉局][区役所・支所]
- ・避難生活の長期化や災害遺族等に対する心のケア対策等、保健活動体制の整備を進めます。[保健福祉局][子ども若者はぐくみ局]
- ・予防接種の促進や害虫駆除対策等、平時から感染症の発生等に対する取組を促進します。[保健福祉局]
- ・避難所等でのペット動物等への対応体制の整備とともに、災害時のペット動物への対応や備えについての周知等を進めます。[保健福祉局]

重要業績指標

□ 耐震化計画対象社会福祉施設における耐震化率	81.9% (29 年 10 月末) →91.8% (平成 32 年度)	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
□ 妊産婦等福祉避難所 15 箇所の耐震化率	100% (平成 29 年 7 月 1 日時点)	子ども若者はぐくみ局
□ 避難所となる市立小中学校体育館施設のバリアフリー化推進状況	改築：工事完了 3 校，着手済 2 校， リニューアル：工事完 7 校， 着手済 4 校 (平成 29 年 7 月 1 日現在)	教育委員会
□ 福祉避難所の事前指定状況	257 箇所 (平成 28 年度。妊産婦等福祉避難所を除く。)	保健福祉局
□ 妊産婦等福祉避難所の事前指定状況	15 箇所 (平成 29 年 7 月 1 日時点)	子ども若者はぐくみ局
□ 市・区災害ボランティアセンター運営訓練実施センター数	12 箇所 (平成 28 年度) →12 箇所 (平成 32 年度)	文化市民局 保健福祉局
□ ペット受入可能な避難所数	57 箇所 (平成 28 年度) →全 428※箇所 (平成 32 年度) ※避難所の追加指定により増加	行財政局 保健福祉局

4) 環境・エネルギー

①エネルギー供給の多様化 リ 2-4(1)一部 (5-2(2), 6-1(1))

- ・「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に基づき、防災機能強化につながる再生可能エネルギー等の導入を推進します。[環境政策局]

②災害時のし尿処理対策の充実 リ 2-7(1)一部

- ・災害時のし尿処理対策（マンホールトイレの整備等）の充実を図ります。[環境政策局] [行財政局] [上下水道局]
- ・災害時におけるトイレの確保のため、広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備を一層推進します。[上下水道局]

③災害廃棄物の適正処理体制の推進 リ 7-5(2)

- ・災害廃棄物処理計画を見直し、災害時に大量発生が予想されるアスベスト等の特別管理廃棄物の一時保管場所の確保をはじめとした適正な処理のための体制づくりを推進します。[環境政策局]
- ・被災建築物の処理に関して、引き続き関係団体との協定締結による協力体制の確保や災害廃棄物処理に関する啓発等を進めます。[環境政策局]

④災害廃棄物処理体制の充実 リ 8-1(1)

- ・災害廃棄物処理計画を見直し、災害廃棄物の収集運搬体制の整備等を推進します。[環境政策局]
- ・災害廃棄物の仮置場、集積場所の確保について関係機関等と調整を図るとともに、オープンスペースの活用を想定し、同スペースの確保及びデータベースの随時更新を図ります。[環境政策局] [行財政局] [都市計画局] [建設局] [消防局] [産業観光局]

重要業績指標

□ 広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備状況	66箇所 385基（平成28年度時点）	上下水道局
---------------------------------	---------------------	-------

5) 情報通信

①災害に強い情報通信基盤の充実 リ 1-5(1) (3-3(5), 4-1(1), 8-4(3)), リ 2-2(1)

- ・防災情報システムを活用した、より効率的な連絡体制の確保に向け、研修、訓練等により無線設備を円滑に取り扱えるよう備えます。[行財政局]
- ・専用回線網の整備や通信経路の多ルート化、京都市所属の各無線通信設備を活用

- した相互連絡体制の確立等，災害時の通信確保対策を進めます。〔行財政局〕
- ・ 情報施設や通信施設等の転倒防止対策及び定期的な点検・整備，予備電源の確保等機能確保のための取組を進めます。〔各局等〕〔区役所・支所〕
 - ・ 平時から電源施設の安全性の向上を図ります。〔各局等〕〔区役所・支所〕
 - ・ 孤立可能性のある山間地域における携帯電話の利用について，引き続き携帯電話事業者に対し，非居住地域の生活道路等のエリア化について要望を行います。〔総合企画局〕

②情報通信手段・体制の充実 リ 1-5(2)(3) (1-6(1), 4-2(1)) / 4-1(2) / 7-5(4)

- ・ 緊急速報メール，SNS 等での発信，防災ポータルサイト，京都 Wi-Fi 整備，災害時の京都 Wi-Fi 自動接続等，多様な手段による情報提供に努めており，今後も適切に運用するとともに，多言語化等を含め，充実を図ります。〔行財政局〕
- ・ 帰宅困難者対策として取り組んでいる，商店街，タクシー業界，宿泊施設等との協定締結による情報収集・提供体制づくりを引き続き進めます。〔行財政局〕〔都市計画局〕〔産業観光局〕
- ・ 「きょうと減災プロジェクト」等，市民，関係機関等との情報の相互共有のための取組を引き続き運用します。〔行財政局〕
- ・ 多様な情報提供手段が市民等の情報収集につながるよう周知を図ります。〔行財政局〕〔区役所・支所〕
- ・ 多メディア一斉送信システムを活用した情報発信等，障害者，高齢者等への情報伝達手法のより一層の充実を図ります。〔行財政局〕
- ・ 地域，現場の状況を迅速に把握することができるよう，避難所等における通信手段及び電源の確保対策のより一層の充実を図ります。〔行財政局〕
- ・ 有害物質の流出等による二次災害を回避するため，危険物施設の被害状況等の危険情報を早期に収集し，関係機関及び市民等への情報提供を行う体制の充実を図ります。〔行財政局〕〔区役所・支所〕

③緊急広報の実施体制及び総合的窓口情報の提供体制の充実 リ 4-2(2)

- ・ 連携による広報車両，広報ヘリコプター等による緊急広報の実効ある体制づくりを進めます。〔行財政局〕〔区役所・支所〕
- ・ 災害発生後に各局，区等が開設する臨時相談所や専門相談所，国や京都府等関係機関が設置する各種の相談窓口についての情報を収集し，被災者に提供するための実効ある体制づくりを進めます。〔行財政局〕〔総合企画局〕

重要業績指標

□ 多メディア一斉送信システムへの登録者が所在する自主防災会数	166 自主防災会（平成 29 年 10 月末） →227 自主防災会（平成 32 年度）
---------------------------------	--

6) 産業・観光・金融・農林

①企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 リ 5-1 (1) (5-3 (1), 7-2 (2))

- ・ BCP セミナーの開催, 専門家派遣による BCP 策定支援など, 引き続き企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制の確立を支援します。

[産業観光局]

②観光業等の風評被害対策の体制づくりの推進 リ 7-7 (1)

- ・ 災害発生後の風評被害を防ぐため, 京都観光の安全性を国内外に正確に発信する体制づくりを推進するとともに, 平時から, 各種観光キャンペーン等において, 京都市における災害対策についての啓発を進めます。[産業観光局]

③関係機関と連携した金融支援体制の強化 リ 5-5 (1)

- ・ 中小企業等の早期事業再開に向けて, 金融支援等の経営支援が速やかに進められるよう, 関係機関と連携した支援体制を強化します。[産業観光局]

④農林施設等の防災対策の促進 リ 1-3 (3) (7-4 (3))

- ・ 132 箇所内の改修が必要なため池については, ため池等整備事業等の補助事業を活用することによる改修, 補強を指導します。[産業観光局]

⑤農地・農業用施設の保全管理の推進 リ 7-6 (1)

- ・ 農地の保全, 農業用施設の適正な保全と維持管理を進めます。市街地においては, 農地は貴重なオープンスペースでもあり, 地域住民等の参画を得ながら取組を進めます。[産業観光局]

⑥健全な森づくりの推進 リ 7-6 (2)

- ・ 森林の有する公益的機能を発揮し, 二次災害を回避できるよう, 森林整備計画に基づいた取組を進めます。[産業観光局]

重要業績指標

□ BCP 策定支援専門家派遣事業派遣回数	累積 29 回 (平成 25 年度～28 年度)	産業観光局
□ 中堅企業 BCP 策定率	16.2% (平成 25 年度) →50.0% (平成 32 年度)	(京都府)
□ 対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績	4 件 (平成 26 年度～28 年度)	産業観光局

7) 交通・物流

①緊急輸送道路等道路ネットワークの整備，維持管理の推進

リ 2-1(3) (2-2(2), 2-3(4), 2-4(2), 2-6(5), 5-1(2), 5-2(3), 5-4(1), 5-6(4), 6-4(2), 7-3(1), 8-4(2))

- ・緊急輸送道路等のうち優先的に進めるべき重要路線沿道特定建築物の耐震化，「道路のり面維持保全計画」に基づく対象 60 箇所の整備，「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づく橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕，「トンネル長寿命化修繕計画」に基づくトンネルの修繕工事等を，引き続き効率的，効果的に推進します。[都市計画局] [建設局]
- ・防災性の向上とともに，景観，観光，安全・快適の観点からも，共同溝，電線共同溝の施設等の整備を推進します。[建設局]

②交通施設の耐震化等の災害予防の促進 リ 6-4(1) (8-4(1))

- ・引き続き，市バス運転士等による災害対応力の強化を図ります。[交通局]
- ・民間の鉄道諸施設の実態を把握し，耐震化等の災害予防対策の促進を図ります。
[行財政局] [都市計画局]

③道路啓開等の体制整備の推進 リ 8-2(1) (2)

- ・災害発生後の道路や河川における障害物除去作業の応援要請体制や，障害物の除去方針，処分体制の整備を進めます。[建設局] [環境政策局]
- ・道路啓開の対象箇所に，文化的な価値を有するものが存在する可能性にも留意した啓開作業を行うよう建設業者等に啓発します。[建設局] [行財政局] [文化市民局]

④食品等の流通事業者との連携強化 リ 5-6(1)

- ・災害時における食料等の安定供給を図るため，食品等の流通に係る事業者との連携を強化します。[産業観光局]

⑤卸売市場の災害予防対策の充実 リ 5-6(2)

- ・京都市中央市場では「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」を締結しています。また，現在，平成 37 年度を完了目標として施設整備を進めているところであり，引き続き，災害時においても事業継続性が確保できるよう取組を進めます。[産業観光局]

重要業績指標

- | | | |
|----------------------|------------------|-------|
| □ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 | 86%（平成 27 年度末推計） | 都市計画局 |
| □ 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況 | | 建設局 |

目標値（平成 24～平成 28 年度）51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）
対策完了

現況値（平成 29 年 10 月末現在）45 橋（耐震補強 15 橋，老朽化修繕 30 橋）対策完了，平成 29 年度中に 5 橋対策完了予定

※ 残る 1 橋については，第 2 期橋りょう健全化プログラム（平成 29～33 年度）に引継ぐ。

第 2 期プログラムの目標値 39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）
対策完了

現況値（平成 29 年度）30 橋対策着手

- | | | |
|----------------------|----------------------|-----|
| □ 防災カルテを活用した道路点検パトロー | 42 箇所（平成 29 年 10 月末） | 建設局 |
| ルによる要対策箇所のうち対策済箇所数 | →90 箇所（平成 32 年度） | |
| □ 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修 | 2 箇所（平成 29 年 10 月末） | 建設局 |
| 繕数 | →13 箇所（平成 29 年度） | |

8) 国土保全／国土利用

①総合的な浸水対策の推進 リ 1-3(1)

- ・「雨に強いまちづくり推進計画」に基づき，流出抑制，河川整備，下水道整備等の総合的な浸水対策を引き続き推進します。[上下水道局] [建設局] [産業観光局]
- ・下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修，雨水流出抑制対策，排水機場長寿命化計画に基づく整備更新等を，国，府とも連携しながら，より一層推進します。[建設局]
- ・対象となる地下街等における「洪水時の避難確保・浸水防止計画」に基づき，訓練等を継続して実施し，更なる地下施設の浸水対策を推進します。[行財政局]

②河川，下水道施設の整備，維持管理 リ 1-3(2) (7-4(2)，8-5(1))

- ・頻発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため，重点的に進める区間として指定している都市基盤河川の改修事業について，下水道事業と連携を図りながら早期に進めます。併せて「普通河川整備プログラム」の対象 8 河川についても，順次整備を進めます。[建設局]

③土砂災害対策の推進

リ 1-4(1) (7-6(3))

- ・土砂災害警戒区域等の避難体制の構築を引き続き進めていくとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況等を踏まえ、各区防災会議等と協議し、優先的に実施すべき事業について京都府に要望していきます。[行財政局] [都市計画局]
- ・土砂災害特別警戒区域内の既存建築物を対象とする土砂災害安全対策工事への補助制度を、引き続き推進します。[都市計画局]
- ・古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所の内、対策を要する箇所等の整備工事は完了しており、今後必要に応じて雨水排水の適切な管理、伐採木の搬出等を進めます。[都市計画局]
- ・開発事業者に対する地盤の確認・判定・総合的な対策工法の検討等の徹底を図り、液状化対策を推進します。[都市計画局]

④関係機関との連携強化及び危険情報収集・提供体制の充実

リ 7-4(2)

- ・国、京都府、関係機関と一層の連携強化を図りながら、土砂災害等の対策を推進するとともに、二次災害を回避するため、ため池、ダム、河川等の被害状況等を早期に収集し、市民等へ情報提供を行う体制の充実を図ります。[行財政局] [産業観光局] [建設局]

⑤ハザードマップ、避難行動等の啓発の推進

リ 1-3(4) / 1-4(2)

- ・ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知や避難行動に関する啓発を進め、市民等の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者等に対する的確な避難支援を行える体制の確保を進めます。特に、土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて、市民等への情報提供、啓発等の取組をさらに継続して進めます。[行財政局] [消防局] [保健福祉局]

重要業績指標

□ 主要な雨水幹線等による貯留量	473,800 m ³ (平成 28 年度) →506,000 m ³ (平成 32 年度)	上下水道局
□ 水防訓練の実施回数	1 回／年 (平成 29 年度) →1 回／年 (平成 32 年度)	建設局
□ 雨水流出抑制対策事業実施件数	累計 483 件 (平成 28 年度)	建設局
□ 排水機場長寿命化計画策定状況	主要 10 機場中 8 機場計画策定・実施, 2 機場府計画策定完了 (平成 28 年度)	建設局
□ 都市基盤河川整備率	61.4% (平成 29 年 8 月末) →65.7% (平成 32 年度)	建設局
□ 「普通河川整備プログラム」の対象河川 (8 河川) における整備完了河川数 :	3 河川 (平成 29 年 9 月末) →6 河川 (平成 32 年度)	建設局

□ 土砂災害警戒区域等の指定	2,544箇所78学区等(平成28年度)	行財政局
	※京都市域全て完了	
□ 土砂災害ハザードマップの配布学区数	平成27年度39学区	行財政局
	平成28年度27学区	
	平成29年度12学区予定	

9) 首都圏バックアップ等

- ①府と連携した首都機能バックアップにおける機能や役割の検討 リ3-2(1)
- ・国全体の安心・安全確保の観点から、首都機能のバックアップについて、京都府と連携しながら、京都が果たすべき役割を検討します。[総合企画局]

10) 伝統・文化

- ①文化財の災害予防対策の推進 リ8-6(1)
- ・「文化財所有者のための防災対策マニュアル」や「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引」に基づく防災対策の一層の推進と、防災訓練の継続実施等による実効性の向上を図ります。[文化市民局][消防局]
 - ・文化財に対する災害対応力の向上に向け、研修による文化財防災マイスターや文化財市民レスキューの育成・体制強化を図ります。[消防局]
- ②被災文化財等への対応体制整備の推進 リ8-6(2)
- ・災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図ります。[文化市民局]
 - ・復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討します。[文化市民局]

重要業績指標

□ 文化財防災マイスター養成人数	424人(平成28年度)	消防局
	→700人(平成31年度)	

[横断的分野]

1) リスクコミュニケーション

①防災に関する教育・訓練・啓発の強化 リ 1-5(4) 一部／2-1(1) 一部／2-2(4) 一部

- ・市民や事業所等における3日分以上（できれば7日分以上）の食料・飲料水等の備蓄を促進します。[行財政局] [消防局]
- ・市民への応急手当等の普及啓発により，適切な応急処置を実施できる市民の育成を引き続き進めます。[消防局]
- ・市民への防災教育・啓発を一層推進するため，市民防災センター等の施設の積極的活用を図ります。[消防局]
- ・児童生徒に配布する「安全ノート」等を活用した防災教育等を進めます。[教育委員会]

②災害に強い地域コミュニティづくりの推進

リ 1-5(4) 一部 (2-3(2), 8-3(1), 8-6(5))

- ・地域防災力の向上のため，地域コミュニティの活性化，自主防災会の育成を引き続き進めます。[文化市民局] [行財政局] [区役所・支所] [消防局]
- ・市民等に対する防災知識の普及啓発・防災教育，防災訓練等の積み重ねによる防災行動力の一層の向上を図るとともに，自主防災リーダー育成，普通救命講習・上級救命講習等を通じて，地域における防災の担い手づくりを引き続き進めます。
[行財政局] [総合企画局] [消防局] [区役所・支所]
- ・避難行動要支援者への避難支援に地域で取り組めるよう支援します。[文化市民局]
[行財政局] [消防局] [保健福祉局]
- ・男女共同参画や要配慮者に対する視点を大切にした，地域における体制整備や防災訓練を促進します。[行財政局] [区役所・支所]

③危険情報収集・提供体制の充実 リ 7-4(2)

- ・〔再掲 5〕② 緊急速報メール，SNS 等での発信，防災ポータルサイト，京都 Wi-Fi 整備，災害時の京都 Wi-Fi 自動接続等，多様な手段による情報提供に努めており，今後も適切に運用するとともに，多言語化等を含め，充実を図ります。[行財政局]
- ・二次災害を回避するため，ため池，ダム，河川等の被害状況等を早期に収集し，市民等へ情報提供を行う体制の充実を図ります。[行財政局] [産業観光局] [建設局] 〔8〕④一部再掲
- ・〔再掲 5〕② 「きょうと減災プロジェクト」等，市民，関係機関等との情報の相互共有のための取組を引き続き運用します。[行財政局]
- ・〔再掲 5〕② 多様な情報提供手段が市民等の情報収集につながるよう周知を図ります。[行財政局] [区役所・支所]
- ・〔再掲 5〕② 有害物質の流出等による二次災害を回避するため，危険物施設の被

害状況等の危険情報を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を行う体制の充実を図ります。〔行財政局〕〔区役所・支所〕

④ハザードマップ、避難行動等の啓発の推進 **（再掲 8）⑤** リ 1-3 (4) / 1-4 (2)

- ・ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知や避難行動に関する啓発を進め、市民等の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者等に対する的確な避難支援を行える体制の確保を進めます。特に、土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて、市民等への情報提供、啓発等の取組をさらに継続して進めます。〔行財政局〕〔消防局〕〔保健福祉局〕

重要業績指標

□ 地域ごとに求められるマニュアル（地震・水 災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災 会の数	208 自主防災会（平成 29 年 7 月末） →全 227 自主防災会（平成 29 年度）	行財政局
□ 各地域で策定した防災行動マニュアルに基 づき大規模災害を想定した訓練を実施した 自主防災会数	204 自主防災会（平成 29 年 7 月末） →全 227 自主防災会（平成 31 年度）	行財政局

2) **老朽化対策**

①**社会インフラの適正な維持・更新**

【関連】 **行政機能/消防等**「庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策」、 **住宅・都市**「各ライフライン施設の災害予防対策の推進」「下水道施設の耐震化の推進」「上水道施設の耐震化の推進」、

交通・物流「緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、維持管理の推進 など

- ・建築物、土木施設等本市の公共施設においては、老朽化により大規模な改修や建替え等が必要な施設も多くなっています。「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、公共施設の計画的な保全による長寿命化を進めるとともに、新たなニーズを踏まえて施設の機能を見直し、充実することで施設価値の向上を促し、コスト及び保有量の最適化を図ります。〔行財政局〕〔各局等〕

(3)対応方策の重点化(優先順位付け)

限られた資源で効率的かつ効果的に国土強靱化を推進するため、施策等の重点化を図りながら取組を進める必要があります。本計画では、43 のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の中から、本市が担う役割の大きさ、影響の大きさ、緊急度、本市の特性の観点から、次のとおり、特に回避すべき 15 のリスクシナリオを選定し、関連する対応方策を重点的に推進していきます。

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の安全が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-6	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態
2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	京都市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
7) 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-7	風評被害等による京都経済等への甚大な影響
8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-6	災害等による京都の文化財等の損壊、喪失等により、京都らしさが失われる事態

6

推進体制等

(1)推進体制

本計画は、本市各局区等間の連携はもとより、国、京都府、関係自治体、防災関係機関、市民、各種団体（NPO、企業等含む）、大学等の多様な主体とも相互に連携を図り、各種情報、取組等を共有しながら、効果的に推進していきます。

(2)計画の見直し

本計画の推進に当たっては、目標（重要業績指標）を持って取り組むよう努め、各対応方策の進捗状況を把握・検証することにより、PDCAサイクルを実践し、取組の進捗管理を行います。そして、計画期間中であっても、社会情勢の変化や取組の進捗状況等も考慮のうえ、必要に応じ見直しを行っていきます。

なお、重要業績指標の進捗状況は、市ホームページ等を通じて公表します。

